

第百四十五回国会
衆議院

大蔵委員會議録第五号

平成十一年二月十日(水曜日)
午前十一時二十四分開議

出席委員

委員長 村井 仁君

理事 井奥 貞雄君

理事 鴨下 一郎君

理事 上田 清司君

理事 石井 啓一君

理事 江渡 聡徳君

理事 大島 理森君

理事 河野 太郎君

理事 桜田 義孝君

理事 新藤 義孝君

理事 中野 正志君

理事 宮島 大典君

理事 渡辺 具能君

理事 渡辺 喜美君

理事 海江田万里君

理事 仙谷 由人君

理事 中川 正春君

理事 大口 善徳君

理事 並木 正芳君

理事 鈴木 淑夫君

理事 佐々木憲昭君

理事 横光 克彦君

出席国務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

国務大臣 柳沢 伯夫君

(金融再生委員
会委員長)

出席政府委員

金融再生委員会
事務局長 森 昭治君

金融監督庁長官
日野 正晴君

金融監督庁検査
部長 五味 廣文君

幹 文男君

河出 英治君

武藤 敏郎君

藤井 秀人君

尾原 榮夫君

中川 雅治君

伏屋 和彦君

大武健一郎君

森田 好則君

小林 秀賢君

横田 吉男君

二橋 正弘君

成瀬 宣孝君

岡本 巖君

林 良造君

風岡 典之君

黒田 巖君

小畑 義治君

松田 昇君

藤井 保憲君

金融監督庁監督
部長 乾 文男君

経済企画庁調整
局長 河出 英治君

大蔵大臣官房総
務審議官 武藤 敏郎君

大蔵省主計局次
長 藤井 秀人君

大蔵省主税局長
尾原 榮夫君

大蔵省理財局長
中川 雅治君

大蔵省金融企画
局長 伏屋 和彦君

国税庁次長
大武健一郎君

国税庁課税部長
森田 好則君

厚生省健康政策
局長 小林 秀賢君

厚生省児童家庭
局長 横田 吉男君

自治省財政局長
二橋 正弘君

自治省税務局長
成瀬 宣孝君

通商産業大臣官
房審議官 岡本 巖君

通商産業省機械
情報産業局次長 林 良造君

建設大臣官房審
議官 風岡 典之君

(日本銀行理事)
参 考 人 黒田 巖君

(日本銀行理事)
参 考 人 小畑 義治君

(預金保険機構
理事長) 松田 昇君

大蔵委員会専門
員 藤井 保憲君

委員外の出席者

辞任 河井 克行君

砂田 圭佑君

江渡 聡徳君

田中 和徳君

新藤 義孝君

宮島 大典君

宮島 大典君

河井 克行君

補欠選任 田中 和徳君

江渡 聡徳君

新藤 義孝君

宮島 大典君

宮島 大典君

砂田 圭佑君

河井 克行君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所

得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律案

(内閣提出第四号)

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者

等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○村井委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、経済社会の変化等に対応して早急に

講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関す

る法律案及び租税特別措置法及び阪神・淡路大震

災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関

する法律の一部を改正する法律案の両案を議題と

いたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお

諮りいたします。

両案審査のため、本日、参考人として日本銀行

総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君の

出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、

御異議ありませんか。

○村井委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○村井委員長 質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。末松義規君。

○末松委員 民主党の末松義規でございます。

大臣にはお忙しいところ、大変恐縮に存じます。

きょうは減税問題の前に、この前、二月四日の

減税問題がテーマとなりました本会議でも質問さ

せていただきましたが、そのときに小淵総理に対

して富国・有徳という概念をお聞きしまして、こ

れからの二十一世紀の日本というのは、やはり有

徳という概念が私自身も重要なことと考えていま

す。その中で、日本人の生活として、自己実現とい

うか自己創造、そういった心豊かな人生を送れる

ための環境整備、これが重要なことというので、

NPOの問題につきまして指摘させていただきました

して、そういった自分が好きな活動、あるいは自

分の徳になるそういった活動に対しては、もっと

もっと社会としても支援を多くやっていくべき

じゃないか、そういう観点から、このNPOに対

しての寄附金を控除すべきではないか、そういう

ことを私の方で質問させていただいたわけです。

これに対して、宮澤大蔵大臣から、小淵総理よ

りは一歩踏み込んで、大体三点ぐらいの内容で御

答弁をいただいたかと思っております。

まず、NPOの活動というものを、実態面を見

きわめてみたいというのが一点目で、二点目が、

寄附の公益性が担保されるような仕組みを考えま

すというところ、そして三點目は、これらを通じて

減税措置をしますという形の答弁をいただいたわ

けであります。

この御答弁がその翌朝の毎日新聞に載りまし

て、二月五日付ですが、これで、NPOへの寄附

金について官澤蔵相が税制で優遇措置を講じる方針を初めて表明したということで、新聞紙上等でも評価したという報道があったわけですね。これについては、私もNPO関係者にいると話をしましたら、NPO関係者からも、非常に意識の高い御答弁であったということで、非常に高い評価を受けたわけですね。

このNPOの法律が今度実施されましたので、特に衆議院の附帯決議にも、法律施行後二年以内に、NPOに関し、その活動実態を踏まえつつ、特定非営利活動の推進及び支援のための税制、これを含めた制度の見直しについて検討して結論を得る、そういう附帯決議がついておりますし、また同じくその横の項目に、公益法人制度、これは民法の三十四条で定められておりますが、これを含めて今後総合的に検討するというふうなことが述べられているわけなんです。

このNPOの法律ですが、寄附金控除問題を含めて、大蔵省として、今という検討状況になっているのか、それをまずお伺いしたいと思っております。

○宮澤国務大臣 基本的には、せんだって本会議で申し上げたように考えておるわけでございまして、けれども、法律が施行されたばかりでございまして、これからどういった団体が手を挙げられて、どういったことをされるかという実態を知つてみたい、それが第一と思ひます。

公益性というものをもちろん持つておられる活動、団体が必ず出ると思ひますが、それをどういったふう認定するのか。普通ですと主務官庁とかいう話になるわけですが、そういうことがございませぬから、その辺を客観的にどうやって認定するかという問題が多分これから解決すべき問題であるだろうと思つております。

政府委員からも補足いたします。

○尾原政府委員 少し事務的に今の制度を含めまして、説明させていただきたいと思ひます。

現在、先生御承知のように、特定公益増進法人制度というのがございまして、これにつきましては、特に著しく公益の増進に資するものということ

で、教育とか文化とか例示がしてございます。そういうことで、この特定公益法人制度のもとで、今の公益法人制度のうちの一部につきまして優遇措置を講じているわけでございまして。今の制度は民法三十四条の法人でございまして、それぞれ監督官庁があるわけでございまして。したがって、今の仕組みでまいると、監督官庁が責任を持つて公益性を認定し監督するというところで成り立っております。

ところで、このNPOに対する寄附金の取り扱いでございますが、私も、この附帯決議、二年以内に結論を得るといふのはよく承知してあります。この十二月からこの法律が施行されたわけでございまして、それで、まさに、NPO法人、都道府県知事がこれから認定なさつて法人格を取得されるものと思うわけでございまして、現段階で、どのような法人がどのような活動内容を目的として、このNPOの活動、大変いいことだと思ひますが、まだ把握できていない状況でございまして、したがって、今の税法から見ても何が公益なんだろうかと、今を、実は実態がわからないものでございまして、見きわめられない状況でございまして。ただ、この辺は、今から設立されれば実態もわかってくるのかなと。

さらに、冒頭申し上げましたように、このNPO法人の特質は、公の関与からなるべく自由であるということに、まさに意義があるんだらうと思ひます。ところが、公益性をどう認定するかということになってまいりますと、実は、監督官庁のないもので、やはり寄附金控除といひましても、ある面では補助金を与えるという面もないわけではないわけでございまして、その辺の判断を一体どうするのか。特に国税の場合でございます、全国的に統一した、画一的な言つたらいいでしょうが、全国的にバランスのとれた取り扱いをする必要がございまして。

したがって、公益性の担保といひましたとき、そのようなNPO法人の公から離れているという性格と実は公が関与しなからぬ部分と、

ちよつと相矛盾する部分がございまして、そこをどうするかというのがなかなか悩ましい問題だな、今後検討していかなきゃならない話だなと思つていただいております。

いづれにいたしましても、このNPOの寄附金控除の問題でございますが、今申し上げましたように、実態がどうなんだろうかと、それから公益性の担保をどうやっていくのかというふうなさまざまな観点を踏まえまして、税制調査会場においても慎重にこれから検討していただく問題であるといふふうに考えているわけでございまして。

○末松委員 そうしますと、税制調査会等を取り組むべき問題だということなので、今実態としてはNPOで認可されている団体はまだないという話も聞いているのですけれども、経過措置を含めて十カ月以内にそれはほぼ出でてきて、今申請している団体は二けた以上あるのかという話も聞いていますから、それを見ながらやっていくという話でしょう。

ただ二年以内に結論を得るといふ話になれば、そうぐずぐずもしてられない。英米も含めて海外のいろいろな研究、これ自身はかなり進んでおられるのですか。

○尾原政府委員 海外の場合でございますと、我が国と異なりまして、宗教法人もこういう対象になつて例が多々ございまして。

アメリカの場合を例にとつてみますと、実は州ごとに法人格を付与する仕組みになつております。では、国税をどうしているかということになつてまいりますと、IRS、アメリカの国税庁が個別に認定をしてその資格を与えるという仕組みになつていようございまして。

また、英国の場合で申し上げますと、これはチャリティ・コミッションといひましようか、いわばそういう認定をする特別の行政機関があるようございまして、そういうところで認定を行っているというふうな承知しております。

○末松委員 そうしますと、そういうような研究も今されておられる。では、あとは秒読みじやないけれども、もう審議にのせる段階に入つてきていふふうな理解していいですか。つまり、スケジュール的には着々とやっていると位置づけでよろしいですか。

○尾原政府委員 各国の実態については私も常日ごろ研究しているところでございますが、何分にも今度のNPO法人はいろいろなことをやる法人でございまして、しかるべき時期が参りましたら、まずその実態をきちんと把握していきいたいなと思つております。

○末松委員 後でも公益ということについてちよつと概念的な整理をしますけれども、実態を調査するというのは、基本的に、大蔵省が実際にい活動なのか悪い活動なのかそれを判断するということですか。

○尾原政府委員 恐らく、今の特定公益増進法人の制度との横の並びからすれば、同じような事業をやっているかどうかというのが一つの考え方になる、これもまた今後の検討かと思ひます。

ただ、その実態を把握する場合は、それにとらわれず、何をやっているのかというのがまさにまだわからないものでございまして、これは主務官庁といひましようか、厳密な意味での監督官庁ということではございませぬが、経済企画庁がこの法律の主官庁でもございまして、どういったふうな実態を把握していくかということも経済企画庁とよく相談して実態把握に努めてまいりたいというふうな考えております。

○末松委員 実態把握についても調査をやるという位置づけでよろしいですね。

アメリカのデータなんかをちよつと見てみますと、日本と比較するとかなり大きな差がある。例えば、一九九〇年のデータで公益寄附金というのを見ても、アメリカの個人寄附といふのが十三兆円あるんです。そして、遺産寄附といふのとNPOにみんな寄附されたものですが、これは一兆円強。あと財団の寄附が一兆円弱。また、法人からの寄附が七千七百億円程度あるのです

ね。これに比べて、日本の場合を見ますと、個人からの寄附というのがたつた三百四十二億円という状況なんです。法人からの寄附が五千五百億円弱。これを見ても、アメリカの個人寄附の状況は大体八十数%を占めているのに対して、日本の場合は大体一・三%ぐらいでしかない。

こういうふうな状況で、実は私は外務省時代にいろいろとほかの先進国の人たちからそれで笑われた経験がありまして、何だ、日本というのは個人の社会貢献というものが全くないのか、そういうふうなモラルが少し弱いんじゃないかとまで言われて、そんなばかなという話は一応はしておいたのですけれども、どうも日本も経済成長をばあつと追っかけている時代に、やはり金、金、金という感じになってきてまして、どうも物質主義的で、心をどこかに置き忘れたんじゃないか、そういうのが今の青少年の心の乱れとかそういう話にもなっているのかもしれない。これでは小淵総理の言われる有徳の国になりますかということとはちょっと恥ずかしいんじゃないかという気もするわけです。

有識者に聞いても、宗教上の理由とか社会的な理由そのもの以上に、やはり個人寄附の税制の控除も含めてそういうのは全くなくて、ある程度はそれがありますけれども、公益法人的なところはありますが、どうもそれが立ちおくれしている、それが阻害要因になっているということまで実はあわせて言われたわけでありまして。

NPOの活動については、今さら私が申すまでもなく、さまざまな効用、例えば個人の個性を伸ばして徳育とかそういうことを助長していくとか、あるいは市場の失敗とか政府機能とか、そういうものを機能的に補完していくとか、あるいは経済活動を活性化していく、これそのものが経済政策あるいは景気対策にもなり得るようなものなのではないか、そういう観点からどうもこの個人寄附というものが余りにも少ないという点について、宮澤大臣、そのお考えあるいは感想がございましたら、ぜひお聞かせいただけませんか。

すか。

○宮澤国務大臣　しばらく前のことでありますけれども、私は、御存じのピーター・ドラッカーに、アメリカ人がいわゆるパブリックサービスに使っている時間、その数というのは驚くほど多いということ、統計もありまして、聞かされて、これは教会の活動を別にしましてそれだけある。ですから、これは我が国ともう際立って違うわけでございますね。

思うに、やはり自分のコミュニティというのがあつて、そこから自分たちの代表を選ぶとか、それが自分の州なり国なりの仕事をする、同じような意味で自分もコミュニティのために働く、そういう社会のでき方なんだろうと思います。日本も、明治以前にはそういうコミュニティがあちこちにありましたけれども、ちよつと代議政体みたいなことではございませんから、やはり自然にそういうコミュニティのために自分の時間を使う、そういうしきたりがなかったんだらうと思います。

しかし、それは過去のことであつて、だんだん国民が自分の時間の余裕を持つようになってきておりますから、我が国も、自然にコミュニティのために働こう、福祉なんかはそういうところが見られますけれども、そういうふうになってきつつあると思います。NPOというのはその一つのはっきりした形だと思ひますが、そういうことが奨励されるように社会を育てていくという、育っていくことがきつと非常に大事なんだらうと思つております。

殊に、福祉とかいうことを考えますと、本当のボランティアみたいな部分がやはり一つありまして、その上に制度的に整備されるということと、そうでない場合は大変違ひますものだから、そういうことがきつと要ると思ひますもので、こういうNPOについての公益部分の活動は課税上の特例を考へるというようなことは、恐らく私は大事なことなんだと思ひるのでございますね。私どもの党にもいろいろな議論がございま

て、これは私の意見じゃございませんよ、中には、NPOというのはしばしば政府を批判する、そういうことがございますね、そのことを大変気にする人がおつたりいろいろなんですから、しかし、やはり市民がそういう自由な活動をする、それが公益的な部分はやはり税をかけないといううなことは、考え方としては、私はそうなつていくのが本当だろうというふうな思つております。

○末松委員　今本場に、宮澤大蔵大臣の生のお声を、お考えを聞かせていただいたわけですから、私も、私も全くそれに共鳴する一人です。

確かに英米の方は、クリスチャニティーというある意味でのフィランソロピカルな、横に広がるような形でコミュニティができやすい。我々の日本というのは、神道と仏教がまじり合つたところなのでその辺の横の連帯的なところが少し薄いという社会基盤の違いがあつても、これからの社会、イギリスのトニー・ブレアなんかも言つて

るように、コミュニティというのが我々の心の安定にとつて非常に重要な存在になつていくのだらうな。特に、家族的なきずなが少しづつ核家族化で崩壊してきている現状をかんがえますと、やはり何らかの心のよりどころ、あるいは自分の存在感、自己尊敬というのですか、自尊心とか、それを高める上でも、そういう活動は本當に重要になると思ひます。ですから、その御認識をそのまま行政の方で反映をさせていただきたいと思ひわけです。

ただ、その問題点で、明治の民法の三十四条ですが、今まで来た制度との整合性、これに大蔵省の方を中心に知恵を使つていただかなければいけません。その辺の制度的な整合性をいかに確保して、公益という概念を全体としていい形にやつていくか。それは、ある意味では法技術的なところも多くあるわけですから、そこをぜひ一生懸命にやつていただきたいと思ひわけです。

先ほど宮澤大臣が、政府を批判する人たちが当然出てくると。それはそれで、民主主義という中でマジョリティーの原則に従つて最後には収れ

されていく問題でもありましようし、結局はそこで話し合いがほとんど行われていくことによつて、コミュニティとしての基盤がだんだんに固まつていくということもあるんじゃないかなという気がいたします。

そういう意味で、先ほど宮澤大臣の、ある意味では決意と受け取つてもよろしいでしょうか。NPOの減税問題について、これが述べられたことは私も非常にうれしく思ひます。今後ともこの検討状況を、大臣御みずからどうなつていらっしゃるかどうか、この問題意識を事務方の方々に強く御指導いただきたいと思ひますが、その点について、ちよつと御決意を一言お願いします。

○宮澤国務大臣　今お答えしていることを事務当局の諸君は聞いておりますので、一生懸命やつてもらわなければならぬと思ひます。

○末松委員　これはちよつと事務当局の方にお伺ひしますが、余りこういうことをこういつた場では言にくいのかもしれません。

先ほどの寄附の公益性を担保するということが、この仕組みというのは、今まで私もそこはちよつと勉強をさせていただいておりましたので、大抵は感じとしてわかるのですが、逆に、担保されないケースで、用心しなければいけない、あるいは非常に注意が必要なんだ、そういうケース、あるいは、そういうことに対してどういう対応を考へなければいけないのか、そういうことについて述べていただけますか。

○尾原政府委員　現在の仕組みを参考に申し上げますと、まさにそのやつてい事業が主たる部分、教育とか科学技術の振興とか社会福祉とか、そういう事業をやつてい事業か、これは冒頭申し上げましたように、政令で書いてある事業をきちつと、片手間でなくてそういうものをやつてい事業かどうかというのが一つあるうかと思ひます。それから、何と申しまして、寄附金などがしつかりしておりました、しかも、寄附金をいただいたのはいいけれども事業がうまくいかなかったということになりますと、これはまた大変なことになりま

すので、その事業体がきちつと持続して事業をやっているのだから。あるいは役員の方が、食い物にするという言い方はなんでもございですが、そのような実態はないのかどうか。

実は今、そのような観点からも各省庁においてやっているところまでございまして、実態を見きわめた上で、公益の担保を考える上で今のような点が重要な点になってくるのではなからうかと思ひます。

○末松委員 民主党の方でも、このNPOについて、税制問題、特に寄附金控除について法案を準備しつつあります。そういった意味で、お互いに意見を聞かせながらやっていっていいものをつくるということが一番望ましいことだと思います。

先ほどちょっと公益の概念という話がありました。たが、ちよつと私の方も、もしこれがある意味で取りまとめるという段になってまいりますと、ではどこが取りまとめるんだと。先ほど局長からお話がありました、例えば課税当局がやるアメリカのケースとか、あるいはイギリスのチャリティ委員会とか、そういう話になります。これは大蔵省が公益を実際に判断できるのかということなんです。

例えば、各省に今まで任せていて、天下りの問題とか癒着の問題とか補助金絡みでいろいろあったり、そういう話があったわけなんです。そこで社会的な信用というの今はそれほどない、薄くなってきたわけなんです。ただ、海外の事例なんかを見ますと、そういうふうな課税当局がやる場合も何カ国ありますし、例えば非常にマニユアル化してそれで裁量の余地を少なくしていくこととか、あるいは世間から一段と厳しく見られてる課税当局がやはりチェックをするということなのかなとも思ふんです。

課税当局は、これを取りまとめるあるいは担当するということについてはどういうお考えをお持ちですか。まだこれは検討状況ですからわかりませんが、この話は話のたしめませんが、その辺、お考えがあったらお願いします。

○尾原政府委員 繰り返し申し上げておりますが、十二月から法が施行されたばかりで、まずその実態を見きわめたいと思つております。

では、その後の仕組みをどうするんだ、実は妙案が今のところございせん。仮に国税庁、IRSのような仕組みを考えたといひますと、行政改革の流れが今一つあるわけではございますが、新たに仕事があふることになってまいります。その場合の効率をどう考えるかという問題と同時に、どうやって画一性を担保するか、あるいは全国の公平性を担保するか。それぞれの税務官庁の判断によつて違つては困るわけではございますから、まだ仮定の、今の先生の御質問に対して頭に浮かんだのでございますが、なかなかその辺、難しい問題があるというのが今の偽らざる気持ちでございます。

○末松委員 まだ検討し始めている段階なんです。詳しくは言えないけれども、これはまさしくそうだし、だからこそ早くやつてよねというのが私の立場なんです。

民法三十四條のやり方で、例えば特増法人だ、やれ公益法人だという話に余りにとらわれ過ぎて、それと何か序列を与えて、どうも少し過去の慣行とこれを整理する最大限にとつて、何か座りよい形でこれを整理するという話になると、二十世紀を見据えた社会の構築あるいは人間性の発揮という話になります。これはまた大きく道を間違えるという話になるのか。これは本当に日本人の二十一世紀の若い方々を中心とした社会を逆につくっていくということから、大胆にやつてもらわれないと困ることも思ふんです。そこをぜひ大臣には、何回も何回も恐縮ですけれども、そういった意気込みで私はお願いをしたいと思ひます。

これはお願いをさせていただいて、私これでもうこの問題は終わりますけれども、大臣に一言感想を再度お願い申し上げます。

○宮澤国務大臣 委員も行政というものを御存じでございますから、今御心配になっていることは

ちよつと私もわかるんです。

国税庁というのは税を取る役所でございすけれども、取る中にはまけることも含んでおりますから、そこはやはりそういうつもりで行政をしませんといひたいと思ふんです。やはりその他の公益法人と、人格なき社団とかいろいろなものがあるに比べて、これはやはりそのぐらひはしなないとおかしいじゃないかといひたいような、物差しが現実と全然ないわけじゃないと思ふんです。それから、そういう行政をしてもええじゃないか。確かに、おっしゃいますように、どこかが公益性を認定してくれまして、これは、有無を言わさずというのはいさかい言葉ですけれども、まあそういうところになりやすいんですが、自分

のところでやるとなると、なかなかそれは気が向かないこともあるかもしれません。だけれども、物差しというものは既にかなり現実にはございすから、そこところは客観的に判断をして、与えるべきものは与えなきゃならぬのじゃないかと思つております。

○末松委員 テーマを減税問題に移しますが、その前にちよつと経済状況の認識について、経済企画庁の方おられると思ひますのでお聞きします。昨日、日経新聞の夕刊ですが、堀屋長官が日本の景気について述べられておられまして、昨秋の景気について述べられておられまして、昨秋の景気が日本経済のボトムだった、それで、今はその景気の厳しさから脱しつつあるんだというふうな御発言があったと報道では書いてあるんですが、これは経済的な数字に裏づけられたものなのかどうか、そのところをぜひちよつとお示しいただきたい。

例えば、輸出の落ち込みによる日本経済のマイナスの要因とか、あるいは、設備投資がまだまだ落ち込んでいますよね、その影響とか、あるいは大企業なんかはリストラがこれから本格的に始まるというところで失業率もかなり落ち込んできている、今は過去最高ということとさらに更新する可能性というのはあるんだらうと思ふんです。

そういう貿易面、企業業績の悪化とか、あるいは雇用不安とか、そうすると二月、三月はかなり厳しいんじゃないかという個人的な見通しを私は持つてゐるんです。

そういうふうなことじゃなくて、本当に何かだんだんとバラ色になってきているのかどうか、あるいはバラ色にしたいという政治的な発言、その思いがあるという政治発言であればわからぬではないんです。ただ、余りその思いが強過ぎると、昨年の桜咲くころ発言みたいな話にもなりますし、その辺について企画庁としてどう考えているのか、そこをお願いいたします。

○河出政府委員 政府としての二月の正式の景気の判断につきましては近く決定する予定でございす。最近の我が国の経済の動向でございすけれども、先生が御心配されておりますように、個人消費はなお全体としても低調でございすし、また、設備投資も大幅に減少しているというところで、景気は低迷状態が長引いて極めて厳しい状況にあるということには変わりはないと思つております。

ただ、一層悪化を示す指標がある中で、一方で公共投資につきましては、今年度は過去最高のペースで前倒し執行が進んでおりまして、十年度の一次補正の効果などもあらわれてきております。また、企業倒産件数を見ましても、信用保証制度の拡充の効果もありまして、昨年末は非常に大幅に減少をしております。それから、個人消費も全体としてはあれでございす。それから、個別に見ますと自動車販売などに下げどまりの兆しも見られるというところで、変化の胎動も感じられるようになってきているというふうな状況にあると思つております。近く正式判断をする予定でございす。

こういった事態を受けまして、私どもとしましては、昨年の十一月に緊急経済対策を決定しております。まず景気の回復基盤を固めるために、金融システム不安、信用収縮対策につきまして、万全の対策を講じたところでございす。また、

今年度の予算につきましても、公共事業について大きな伸びの確保、あるいは九兆円を超える大幅減税の実施、あるいは雇用面につきましても十分な予算の確保等をしたわけでございます。

こういった施策の実施によりまして、当面いろいろ厳しい指標が出る可能性もございすけれども、公的需要が十分下支えをしていって民間需要が緩やかに回復していくものというふうに考えておりまして、来年度〇・五％成長ということで見込んでいます。

○末松委員 そうしますと、二月、三月の統計が大体明らかになってくる四、五月ぐらいですか、そのころには経済は、先ほどの十分な雇用対策、十分ないろいろな経済対策、これが出てきて、本当の意味で桜が咲いて散ったころぐらいにはかなりそれはよくなってくるというふうなものを、堺屋長官とともに事務方の方もそういうふうに見ているという認識でよろしいですね。

○河出政府委員 当面、雇用などにつきましては、リストラが進みますので一時的に失業率がさらに上がるということはあるかとも思いますけれども、全体としては、年度の後半から民間部門につきましても緩やかに回復していくことを考えておりまして、今先生がおっしゃったように考えているところでございます。

○末松委員 大臣にちよつとまたお伺いしますけれども、減税の効果についてでございます。

去年の七月、アメリカの連邦準備理事会のローレンス・リンゼーという前の理事が、減税の効果ということで、レーガン政権でアメリカでは実験済みだということで彼が言っておりましたのが、レーガンのときに減税をやつて金持ち優遇だと言われたけれども、どうもアメリカの納税者のうち最も富裕な層の二・一％の人口の方々が所得税金額全体の約一七・九％を一年に占めていた、それが八二年には一九・三％に上がり、八五年には二二・三％、そして九八年には約四割ぐらゐ、四〇％ぐらゐになっている、富裕層の方がほとんど税金を納めているということで、これは景

気がよくなると同時にそういうふうになったという点と、あと、減税によつて金持ちにこれからなりたいという層が非常にやる気を起こして、それで減税の効果が上がったんだということを日本に對してメッセージとして送つていたんです。

今回の日本の減税なんです、〇・五％の成長率を達成するという中で、この貯蓄性の高い日本人が、私どもの党から見れば一部の金持ち優遇税制じゃないかという点もあつて、余り幅広い消費効果は期待できないんじゃないかと、これも申し上げましたが、そういうふうなことで、ちよつと私自身は信じられないんですが、本当に成長率にどのくらい寄与しているのか、大蔵省も別に数字で全部把握しているわけじゃないかもしれないが、その辺は何か根拠みたいなものがあるのかどうか、それをまずお伺いします。

その前に、大臣に急にぶつけてもなかなか言いにくいのであれば経済企画庁の方に、その辺はどうなんだということをお伺いしたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 今経済企画庁にお願いをいたしますが、今我が国の経済で設備投資に期待するところはとてできないと思ひますね。それから財政、これは私は皆さんがおっしゃるよりは公共事業というものは役に立っていると思ひますが、しかし、これについてはどうも疑問を持っていますし、しかも方もある。そうすると、日本はかなりもう成長した成熟社会ですから、企業がだめ、IGがだめ、そうするとやはり消費に期待するしかない、引き算みたいな話を申しますけれども、どうもそうだと思うのでございます。

消費を、限界消費性向を高めてもらうのは何だということになると、やはり税を納めている人に対しては減税だろう、こういうことに結局なつて、しかし、それでも減税分が消費にどれくらい向くかというところは、実際、そのときの国民心理にもよりますし、将来への国民が持つてくる未来観にもよりますし、きちんとしたことはなかなか本当は言えないだろう。

ですが、設備投資に期待ができない、IGに限

度があるとしても、住宅はよろしゅうございすがそんなに大きいわけじゃありません、これも一生懸命いたしますけれども、やはり大きな減税で消費の伸び、限界消費性向が大きくなつていくことを期待する、それしかないと言つて妙な言い方ですが、それが一番大事なことじゃないかというふうに私は大まかに思つてございす。

それで、ちよつと企画庁にお願いいたします。

○河出政府委員 所得課税の恒久的減税の経済効果でございすけれども、減税の効果というのはその時々々の経済状況によつて変わりますのでなかなか定量的に示すことは困難でございすが、あえて私どもの計量モデルによりまして機械的に試算をいたしますと、十一年度の所得課税減税約四・六兆の実質GDPへの効果は〇・四％というふうに見込んでいます。

○末松委員 それは、特定のモデルが何かの式があるわけですね、ずばつと結論だけ言われましたけれども。

○河出政府委員 私どもの経済研究所で策定しております短期日本経済マクロ計量モデルというモデルがございまして、このマクロモデルの乗数、これは〇・四でございすが、これを使つて計算をいたしますと、〇・四％のGDPへの効果があるということでございます。

○末松委員 そのモデルに、例えば設備投資の落ち込みとか、それは、多分一・二％ぐらいまでGDPを落とすマイナス影響とか、輸出面のマイナス影響とか、そういうふうなものを全部勘案して小淵内閣が掲げる〇・五％の成長ということを考えておられるんだつたら、減税による〇・四％というのは余りにも小さいかなみたな感じもあるんですが、その〇・五％という成長目標ということであれば、ほかの財政支出とかなんとか、その辺がかなり大きな強烈なプースターになつて景気を引っ張っていくんだとお考えということですか。もう一回答えていただけますか。

○河出政府委員 来年度の〇・五％の見通しとの関係で申し上げますと、〇・五のうち、公共投資

などの公的需要だけで〇・八％押し上げるといふに私どもは考えております。それ以外の民間需要、これはもう消費も設備投資も住宅もありますけれども、全体を足し合わせまして〇・二％の減というふうに見込んでいます。

ですから、設備投資などにつきましては、なお厳しく見た上で、実質GDPは〇・五ということでございます。

○末松委員 では、一応私の午前中の質問はこれで終わらせていただきます。

○村井委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時二分開議

○村井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。末松義規君。

○末松委員 引き続き質問をさせていただきます。宮澤大臣は、きのう私もずっとここにいて大臣の答弁をお聞きしていただいたのですが、いろいろな不良債権の処理とかさまざま解決して、来年度〇・五％の成長をすれば御の字だなどという感じに私は受け取つたのです。大臣は、同じように、二月四日の本会議で、抜本的税制改革をやるうとするときはいつなのだという私の質問に対して、今は景気が悪いから厳しいですねと数字をはつきりと挙げられて、二％ぐらいになつてからですねというのをはつきりと言われたのですが、この状況でいきますと、抜本的税制改革というのはどうも数年先ぐらいになるのかなという感じがするのですが、その辺は、大臣が言われたお言葉との関係でどういふふうに整理されておられますか。

○宮澤国務大臣 これからの経済の立ち直りの見通しは、正直申し上げて、大変にその度合いなり時期なりが不正確、不明瞭でございすので、まづプラスの成長がなければならぬわけですが、税収が今は実は減り続けておりますから、税収が少しでもふえる方に転じることがどうしても肝要

だと思つたのでございます。そうでありませんと、税制改革に本気になって取り組みませんので、税収がふえる傾向に入った、それは普通の言葉で言えば、成長がプラスになっていくことになると思つたのでございますが、とにかく、税収というのがややふえ始めたという状況がどうしても必要だろうと思つたのでございます。

それを確かにとらうというのは、一遍限りふえただけでは少し心もとないものでございまして、そんなことから表現をすれば、経済成長がまあまあプラス成長のサイクルに入った、それは二%ぐらいかな、こういうふうに入つておられます。その前に〇・五%がでるという段階がどうしてもあるわけでございますから、その次にそのぐらいになつて、しかし、もうこれは一遍限りでないという確信がちょっと持てませんといけませんから、どうもやはりそのぐらいの時期を見てからでないと腹を決めて改革をすることができないかもしれない、こんなようなことをぼんやり思つておるわけでございます。

○末松委員 今の宮澤大臣のお話ですけれども、まさしくこの財政再建というののもすべて頭に入れた中で、その中でやはり税制改革の抜本的な改革というスケジュールも入つておられたと思つたので、そのためには、きのうの御答弁にもありましたけれども、今も言われました税収確保をまずやらなきゃいけない、そのためにはプラス成長が絶対に必要だ、そのためには今の不況をとにかく脱出しないといけない、それが宮澤大臣のお仕事の意味では大前提ですね。きのうから繰り返して大臣が言つておられる。

そうしますと、大臣の言われている大体この一年以内に〇・五%の成長というのは、ある意味では宮澤大臣のお仕事の前条件になるということですよ。というのは、もうちょっと言えば、景気対策を最大の仕事の一つとして掲げられていて、小淵内閣のある意味では国民に対する公約というのが〇・五%の経済成長だということですね。その財政再建との関係で、私もきのうお聞きして

て、宮澤大臣が、元氣になれば、借金なのでしょ、うね、お荷物もまあ大丈夫ですよと言つておられたのに対して、やはり腹のくくり方が違うな。やはり政治家というのは、こうあるべきだろうと私自身内心思つたわけですね。

そういう意味で、何か大臣が、いや、財政再建も大したことない、元氣になればいいのだという話であれば、何となく私もそういう氣になつてくるんですね。そういうある意味での明るさ、楽観性がなくなかなかこの政治という仕事はやつてられないのかもしれない。

ただ、その腹のくくり方であれば、逆に、先ほど申し上げました〇・五%という数字が確保できないならば、それはすべての仕事ができないよという話にもなります。また、もしもマイナスでしたという話だとこれは許されないと話ですが、そこは、小淵内閣の試金石でもあり、あるいは宮澤大臣のお仕事の試金石でもあり、あるいは、もしそれが失敗した場合には職を辞すというぐらゐの御覚悟があるのですよ。お答えください。

○宮澤国務大臣 これ以上上値をふやすというところが事実上私にはできないに近いというふうに入つてくるので、そういう意味で、職を辞すると申しますか、むしろちょっともう財政も後ろがないという感じでおるわけでございます。

それで、今のお尋ねなのですが、結局、一―三月がどうなるかということ統計的には六月の十日ごろになりまないとわからないわけですが、その一―三月がプラスの成長になつておりますと、来年度のプラス成長というのは比較的やりやすいわけですね。一―三月が下を向きますと逆にやりにくい、そういう統計上の要素がございしますから、それをちょっと捨象しまして、四―六、七―九、十―十二と、対前期、四半期ごとのプラスが出ていけばそれでいいのであろう。もう少し、つまり、偶然という統計的な要素を排除して申せば、四半期ごとに対前期でプラスが出ていくような経済運営になつたら、まあ〇・五%云々ということの実態的な意味になるだろう。

しかし、対前期比がマイナスになつていきますと、一―三月が仮にうまく上を向いていてくれても、どうも後の元氣は余りないということになりますから、そのことの方が実際は大事なことでないかと思つた。ただ、今のQ&Eが済んでから三カ月たつたないとかからないという問題が、この忙しい、変転きまわらない時期に大変に困るのでございします。

もとへ戻りまして、四半期ごとにもかく少しでもプラスになつていく、マイナスにならないというところが大事だと思います。

○末松委員 宮澤大臣も大変お困りになるでしょう、上を向かない。ただ、国民は本当にもつと困るわけですから。ここは本当に、個々の職業についている人間はそこは厳しいところだと思つます。

そうすると、大体前半ぐらいである程度対前期が上を向くと。ではなくて、逆に下を向けば、ある意味では〇・五%の成長は無理だという位置づけになる。この数字がどうなるか、前半で大体勝負がつくのかという感じが私はいたします。その意味で、経済運営に当たられるということ、大臣のお気持ちとそれから御決意はわかりました。時間がなくなつたものですから、一つ飛ばしまして、最後にややローカルな話になりますが、実は、相続税を国税から地方税へ移管すればどうだという提案がございします。最後にちょっとさわりをさせていただきます。

私が住んでいる小平という町、多摩地域にあるのですが、多摩は非常に緑が豊かだと言われたのが、どんどん緑がなくなつてきて、大変住みにくい状況になつてきております。どうしてこんなに緑が少なくなつたのか。雄木林が何かほとんど切られていて、いわゆる開発が進む、あるいは乱開発が進むという状況に今なつていくわけなんです。大体二十年前に比べて緑が半分以上減つたのではないかと非常に厳しい印象を持っています。その一つの大きな原因が、やはり相続税が払え

ないということで物納をされる。物納をされると、一応国は市に対して、どうですか、買いませんかと申すのですが、市の方は、もうお金がなくてとてもじゃないけれども買えません。そうすると、業者に売られて、またそこにはあんまりいいなマンションから何か建てて、貴重なケヤキ林なんかばばんばん切られていくという状況になつていくんですね。

これは何とかしなければいけないということでも私も大きな関心を抱いているわけですが、田無に末木市長さんという方がおられて、坂口都議會議員という方といういろいろ私にアドバイスなんかしてくれまして、全国の市長会でも大きな話題と決定にまでなつていくという話を私は聞いています。相続税を国税から地方税に改めて、市なら市の、あるいは市町村の所有にできないか。国税、二兆円ぐらいありますが、これが市に、市町村に移ると、かなり大きな財源になるということもあつて、しかも裁量ができますから、市の方で、これは緑の地域なのだという話も、指定されていけば、これはかなりその地域その地域に合った状況になるのではないかと強い御提案を受けまして、私もちょっとその観点からこれから検討していこうと思つておりますが、その点についてお答えをいただければと思います。

○尾原政府委員 今の先生の御質問、二つの側面があつたかと思つた。一つは、相続税を地方税に移したらどうかというところかと思つた。一つは、相続税でございますが、土地建物、有価証券、区分にかかわらず、すべての財産の合計額を時価評価いたしまして、そこに累進税率により負担を求めているところでございます。これはもとより国の歳入を確保するという国税でございますが、資産の再分配機能も担っている税でございます。所得の再分配とか資産の再分配というのは基本的には国が担うべき役割であらうというふうな考えでいるわけでございます。また、御承知のように、この相続税、全国各地のあらゆる資産を

対象にしているわけでございまして、すべての資産を把握する必要があるわけでございしますけれども、そういう意味でも、市町村税にはなじまないだろう。さらに、税源の偏在の問題もございします。いずれにいたしましても、欧米諸国におきましても相続税は基本的に国税になっていると承知しております。そういった点を考えますと、地方税ということにはなかなかなじみがたい税であろうと思っております。

それから緑地の話が出ました。今申し上げましたように、相続税は、緑地であれ何であれ評価するわけでございします。それで、緑地の保全の問題といえますのは、実は税というよりも都市計画とか土地の利用規制をどうするかということではないのかというふうに考えるとございまして、そのような私権制限がかかってまいりますれば、評価もおのずと相応の評価になるだろうと思っております。

それから、なお最近の相続税の負担が重いというお話が出ましたが、実は平成になりましてから、元年、四年、六年と三回相続税の改正を行っております。大体、相続財産のうちの七割が土地でございまして、御案内のような、土地の価格がずつと連年下がっているものでございしますから、今の改正とあわせて、相続税の負担は相当軽くなっている状況にあるということも、一言申し添えたいと思っております。

○末松委員 多摩に限らず、今全国の都市が、そういう意味で緑も下がっているという状況を考えながら、人間に適した環境はどうあるべきかというところを大蔵省さんにもまた考えていただきたいと思っております。私もこれからこの問題についていろいろと検討させていただきます。

時間がなくなりましたのでこれで終わります。どうもありがとうございました。

○村井委員長 次に、玉置一弥君。

○玉置委員 本当に久方ぶりの大蔵委員会での質問でございます。よろしく申し上げます。

昭和六十一年、二年でございしますか、宮澤大蔵大

臣のときに連日質問させていただきましたけれども、あのときはちょうど財政再建元年と言われて、赤字公債発行ゼロでスタートしているという計画がありまして、それに沿っているような始末をされてきたわけであります。私も、将来のことを考えると、いわゆる財政を立て直して健全な形でやっていかなければいけない、当然の姿であるし、頑張りたい、こういう気持ちで支援をしてみたい。

しかし、今日の経済状況あるいは公債発行残高を見てみますと、そのときの計画が今かなり大幅に狂ってしまったというふうなことになります。その原因をいろいろそれぞれの立場で分析し、対応をどうしたいかということとそれぞれがまた提案をしているわけであります。

一つには、バブルが一挙に崩壊をしたということがやはり一番大きな原因ではないか。こういう状況になった一つのきっかけは、土地売却の停止というのがございまして、いわゆる国鉄の遊休地でありまして公共の土地を売ると土地の値段が高騰しているからだめだということ、土地売却の停止をされた。ちょうど中曽根内閣、宮澤大蔵大臣の時代でございまして、当時、橋本さんも運輸大臣だったと思いますが、そのころから急にバブル崩壊という方向に向かってきたということでありまして。そしてこの数年、平成七年くらいから、また赤字国債とか経済対策とか、緊急のための費用の提出というのが出てまいりまして、それが今に至っているということでありまして。

一昨年来、景気が再び悪くなったとき、このとき以来、橋本内閣は、財政再建のための路線を進めておられた。いわゆる財政法というものを無理やり通して、そして財政再建の糸口をつかもう、こういうこととございまして。気持ちにはわかるんですけれども、実際の景気は一昨年の四月、五月、六月とだんだん悪くなって、財政法が、たしか十一月だったと思いますが、それを無理やり通されたときは、かなり手にとるように景気の降下がわかっていった時代でございします。そして、去年のちよ

うと今ごろでございしますが、与野党の攻防の焦点は財政法の廃止または凍結、自連合を組んでおられます自由民主党も、その当時は凍結ということとやっておられたわけであります。

そういうことで考えていきますと、経済の大家でありますし財政の大家であります宮澤元大蔵大臣、現大蔵大臣が、元総理としても経済運営なり財政運営をやったことだったのでございしますが、どういう役目を果たしてこられたかというのは非常に私ども興味をもちます。まず、経済が悪化した中で財政再建路線を進められてきた橋本内閣、このことに対してどういうふうな関与をされ、あるいは逆に言えばアドバイスをされ、あるいは逆に何も接触がなかったのかどうか、そして、宮澤さん自身はそのときどういうふうな考えておられたかということをお聞き申し上げたいと思っております。

○宮澤国務大臣 平成九年の夏ごろに、タイを初めとして東南アジアの経済の危機が始まったわけでございしますが、それからやがて、三洋証券であるとか山一証券であるとかあるいは北海道拓殖銀行であるとかいう問題が相続して起こりました。このころに、私は橋本総理に、ちょうど外国へお出かけになる前でしたから、ここは大変に要調整が起きているので、何か思い切ったことをおやりにならないと、総理も海外に行かれて立ち往生されるという感じがいたしました。そういうことを、たまたま機会がありましたので申し上げたわけでした。

それで、橋本さんから、そのときはまだ山一の問題は起こっていないからなんですが、それであれば、政府の方では間に合わないから、自民党の方で早く政策をまとめて対応を考えてくれというお話がありまして、老人の出る幕ではないと思いましたが、そういうお話がありまして、本部長というのになりました。総理前歴者の方々に、どこにもおいでいただいて、ともかく金融機関に公的資金を導入しないと、日本の信用が国際的に、ジャパン・レートが上昇したりしておりますから、危ないのということです。それで、昨年の一

月早々に国会をお願いいたしました。その法案が成立いたしました。そして、ともかく三月の資本投入ということはできました。それで、一応ジャパン・プレミアムというものが改善されたといったような経緯がございします。

そのときに同時に、年が明けまして、財政再建法というのをどうするかという議論が部内でございまして、実は私は、これはもうやめた方がいいという議論を議論した一人ですが、周囲はそういう雰囲気になっておりまして、結局一部修正するというところで、いつときそういう收拾をいたしたのでございします。

そういう意味では、幾つかのことは橋本総理大臣に気がついたことを申し上げましたけれども、しかし、さかのぼりますと、私自身も、平成八年度の経済というのは、いつときかなり好調であったもので、そのころ選挙がありました。やはり日本は二十一世紀のためにはリストラをしなければならぬ、財政再建もその一つであるというように、橋本さんが各党の、村山前首相までお願いをして財政再建の会議をその翌年の一月からずつとなさいました。ときには、私も参加しておりました。そして、その結果、医療保険であるとか、あるいは少し実施はされましたが、将来に向かっての年金のことであるとかいう御議論あるいはキャブといったようなものは実際に行われました。また、今にも影響を及ぼしているように、その部分は私は間違っていないと思いつつ、しかし、マクロで二十年間にはGDPの三%に国の財政赤字を食い込めようという、ECでやりましたようなことは、実は私は、本来そういうことが法律になじむものかどうかというような疑問を持っていたりいたしたけれども、しかし、平成八年の経済がそうでありましたものから、財政再建というあれに着手することは私も賛成をいたしました一人でございします。

そういう意味では、私自身もその段階では、平成八年の経済、結局四%でございましたが、成長するわけですが、それが持続するであろう、そう

いう、自分自身がやはり間違つた判断をしておつたということは申し上げざるを得ませんで、比較的それがどうもそうでないという変調に気づくのは早かつたかもしれないが、やはり、平成八年度経済についての楽観的な見方という点では、私も誤つたように思います。

〔委員長退席、鴨下委員長代理着席〕

○玉置委員 バブルの崩壊のきっかけになったと私は思っているんですが、土地売却の凍結ですね。土地の流動性が低下したということが不良債権というものを大きくし、また生み出してきたというふうに思いますし、担保価値も下がってきて、片面では価格が下がるということはいくことなんでしょうけれども、やはりそういう担保価値とか流動性とかという面では非常にふくあいが生じてきているというふうに思います。今後土地の流動性が今のまま低下したままであれば、債権処理という面では、逆に非常に大きな障害になるだろう、こういうふうに思うんです。

バブル崩壊の原因として私が見ている土地の流動性低下というものを宮澤さんはどういうふうにお考えになっているのか。それから、これからの不良債権処理の中で土地の流動性というものをどういうふうに見ているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○宮澤国務大臣 御承知のように、アメリカが八五年から後、金融危機の処理をいたしました段階で、S・アンド・Pなどと言っているあの段階ですが、あれを経験いたしました今のグリーンスパン議長ですが、私にあのときの経験として言いますことは、とにかく国が取り上げた不動産を早く処理することが必要だった、それはもう言ってみれば過当に安く売ったという非難を覚悟の上で売った、それで非常にもうけた人はいらんだが、しかし、それによってマーケットが生まれたということを言うわけでございます。底値が生まれた。だから、一見大変もうけたやつもいただろうけれども、それがもたない不動産というものが売れるようになった。それで私に、この経験は日本と違うか

もしれないが、高く売らないといかぬぞということをやっているとなかなか市場ができないということ、自分の経験だったからということをよく申しますが、やはりそういう心構えというのは要るのではないだろうか。多少後になって安く売り過ぎちゃったというようなことがあったにしても、そこでマーケットができて土地が動くということの方が全体の再建にははるかに得であつたという判断は、やはり何かに私どもが学ばなければならぬのじゃないかというふうに思っております。

○玉置委員 今大変御苦労されています中坊さんとかにお聞きしますと、ともかく不良債権処理のために、やはり土地の流動性確保というものが非常に大事だというお話をされておりますので、方向としてはそういう方の拡大をぜひお願い申し上げたいというふうに思います。

それで、そのときにというよりもバブル崩壊以降ずっと日本国内は低金利でございまして、今や公定歩合はもう〇・何％というような形になって、一般の預金金利はゼロみたいなものですね、普通預金は、定期でも二％を超えるのはごくわずかで、たいていような状況であります。借りる側からすると確かに低い方がいいわけではございまして、二・七五とか三％を超えるというのは本当にまだ少ない状況でございます。

ということですが、一般の人たちにとりましては、バブルでもバブルでなくても余り自分たちの生活には影響ないという方が非常にたくさんおられます。そういう方にとって、今まで、例えば郵便局なりあるいは銀行なりに預貯金がある、あるいはいろいろな資産をお持ちの方も、自分たちの利益という面で見ると、本来得るべき金利なりあるいは信託の利益とかそういうようなものが非常に逸失しているのではないかと、別に国としては何も考えないんだ、景気が悪いんだから我慢してくれというのか、あるいはこれだけの利益を逸失したんだから何かの形で将来返さなきゃいけないと

思っておられるのか、その辺をどういうふうにお考えになつていらっしゃるか、ちよつとお聞きしたいと思ひます。

というのは、今までは不良債権とか金融機関とかの話が主体でございました。だけれども、我々にしてみれば、本来得るべき利益を受けていない、あるいは基金を積んでその利息で運営されているようなところ、この辺が今状態として非常に悪くなつていくわけですね。一般の方は、別に金利が安いから生活に困るという環境にはないわけですが、けれども、資産を形成しようとする方には非常に不利だつたと思うし、そういう運用益で今までカバーしてこられた、資金運用によって運営資金を出させてきたいろいろな機関がありますが、そういうところがみんな大変な状況になつていくわけですね。

この辺についてどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか。これは突然の質問でございしますが、もし考えがあればお聞かせ願ひたいと思います。

○宮澤国務大臣 やはり私は、これは異常な状態、いつまでもこういうことではいいとは思つておりません。

殊に、長期生活設計を立ててその金利で生活しよう、あるいはそれに近い方々にとつてはもう本当に非常な打撃でございまして、それから、今おっしゃいましたように、チャリティーとかあるいは財団の基金とかいうものは果実を生まないと、いけませんから、そういうところがみんな非常に困つておられる。いわばそういう意味では金利というものが、設備投資意欲がまたございませぬものですから、実は経済を動かす機能を半ば失つておるといふに近しいのではないかと、いふふうに思ひますので、日本銀行が今の金利を決めまして、三年前の九月でございしましたが、随分たちますので、それという意味ではなくて、やはりそれがそのまま動けないというか動かないというか、いろいろな金利がそれに右に倣つていくという状況は、私はやはり正常な状況ではないと考えております。

願わくは、少しずつでも設備投資の意欲が出て、住宅もよろしうございませうけれども、そこから資金需要が出て、金利が普通に少しづつ上がっていくということでもしとせんと、金利生活をしていらつしやる方にはまことにどうも、私も、先生もそうだと思いますが、話すべきでない、わかつてくれといふ言はずが、話すべきではない、非常に困ることではないかと思つております。

○玉置委員 きのうの質問の中でも、長期金利が最近上がる傾向にあつてどういふ影響がありますかという質問がありましたけれども、私がいろいろな企業関係の話を聞いていますと、最近金利といつてもそんなに高くない、だから一％二％上がるうとも設備投資意欲とは関係ないんだ、将来に仕事があるかないかという方がむしろ大事で、今の仕事量をいかに確保するか、あるいはこれからどれだけ伸びるのか減るのかという見通しをつける方が大事だ、こういう話をされているんですね。それで、いろいろな企業関係を見てみまして、強気に出ておられるところはやはりそれなりに業績がよくて見通しもしっかりしている。見通しのきかない、特に機械関係ですね、そういうところにつきましては本当に手控えている、自動化も今や非常に進歩が速くなつてくる。

そういうふうなことを考えると、金利政策、低金利というのはまさに銀行や大手ゼネコンのためにやつていふのであつて、一般的な企業関係とかあるいは個人については低金利政策というものはほとんどプラスにならないというふうに思ひます。そういう面から見ると、是正をしなくてはならぬかなかなか難しいと思いますが、大蔵省としては余りさわれない部分ですけれども、やはり多少の誘導は必要じゃないかと思ひますが、いかがでございませうか。

○宮澤国務大臣 今の低金利の公定歩合を中心とします問題については、承つていまして、日銀の政策委員会なんかでも時々御議論があるようでございます、殊に金利生活者等々の問題等も含めまして。

ただ、政策委員会あたりを承っておりまして、多数説は、やはりしかしここで金利を上げるといふことからくるデメリットというものがメメリットよりも大きいだろう、殊に景気回復を期待しているときに、その兆しが無いのに金利だけが先上がったいくというところは、やはりデメリットの方が大きいというのが金融当局の判断のように私は承っておりまして、まあ正面からいえばそういうことにならざるを得ないかなと。ただ、金利生活者等々にはまことに済まぬことだなという問題がどうしてもございますけれども、全体のデメリットがそうだとすることは、あるいはそうかもしれないと思います。

○玉置委員 株価と金利とそれから為替、みんな大体連動しているという話が昔からあるのですけれども、状態がある限度を超えてしましますと、逆に商品価値として余りさわれなくなる、期待感がなくなるといふことで、むしろ高い方が経済の中では金利面では有効に働いていくのではないかと、今までの理論がなかなか通じなくなっている。それから日本の物価の見方、例えばこれから金融界が外国企業との競争になりますね、そういうことからいくと、商品価値として高めていくには多少金利が動かないと余り商品として生きてこないのではないかと、余り思うので、ちょっとその辺の心配を言ったわけでありまして。

それで、一番の心配は何かといえますと、景気対策といつて昨年来物すごい金額が投入されているといふことであります。去年の当初予算、十年度末で、国の財政で、地方それから国の借金を含めまして国債の発行高といふのが国の借金、地方、国のトータルが五百二十九兆円が三十三兆円ぐらいたったと思いますが、十一年度末までに六百兆円。その中で公債として発行されている部分と、それから公債以外に国の借金ですね。予算書によりまして、二十七兆円が国の借金だとか、あるいは国鉄債務の未処理分が四十八兆円とかあるそうですが、トータルすると十一年度末で六百

兆円になります。先ほどの話で、財政再建を目指してGDPの三割ぐらいいおさめようとしていたといふことでありますが、計算しますと、今一・一割ぐらいいおさめようとして、もう先進国の中でずば抜けて悪い状態になっているといふことであります。

それで、回復をされてきましたイギリスとか、それからアメリカ、カナダというのは、やはりそれぞれ経済にかなり力を入れて、あるいは行財政改革、これにも力を入れてやってこられて、それがうまく結びついたといふことで回復をされ、昔悪かった状態が今かなりよくなりました。

だから、あのころは日本はまだまだよという話を我々聞いて、この委員会ですつといろいろ勉強させていただいたんですが、今は一番悪いんだといふふうには大蔵大臣も認識されているでしようか。

それから、いろいろな負担がふえてきた、GDPの中でもこれだけ悪くなったという状態の中で、これから本当に財政再建に向かうだけの日本の経済の中の余力、あるいは財政負担のための力、そういうものがあるかどうかといふこともちょっと踏まえてお聞きをしたいと思います。

〔閣下委員長代理退席、委員長着席〕

○宮澤国務大臣 我が国の財政といふものが、単年度におきましても、累積といつたとしても、また、国ばかりでなく地方を含めまして、統計の整つております国の中で最も悪いといふことは、残念でございまして、そうだと思います。

ただ、将来のことをおっしゃいましたので、何しろ我が国の経済は、やはり五百兆という大きな経済でございまして、仮に二割成長いたしましても、それは非常に大ききうございまして、したがって、成長が正常な軌道に乗りまして、そんなに各国に比べてこの荷が重いといふことはない。日本経済にはそれだけのバイタリティーがございまして、また、そういうときにはなれば、二割の成長といつても大きいものでございまして、

プラスの成長軌道に戻ることができず限りは、私は、そんなに将来のことを悲観はいたしておりません。

○玉置委員 成長力のあるときは、昔、七五三、七が名目成長率、五が物価、三が成長率ですか、七五三という言葉をよく聞いたんですけれども、確かに多いときは二割ぐらいい成長とか、いろいろあったんですね。そういうときにさへも赤字の公債がふえている、建設公債もふえているといふ日本の政治体質といふ行政体質といふ状態が続いてきた結果、六百兆円になったわけですね。

だから、宮澤大蔵大臣がおっしゃるようには、景気が回復したら財政再建に向かうといふのは、僕はあり得ないと思うんですね。それはもう今まで何回もチャンスがあったわけですね。私が大蔵委員会にいて、後で予算に移りましたけれども、その当時は、赤字公債の発行はもうやめましたと、確かに四年間ぐらいい発行してなかった時期があります。それでも公債の残高はふえてきているし、地方はもうそろそろ、そのときからもずっと継続してふえている。まして地方財政も、最近、毎年十七、八兆円の赤字がここ数年続いているわけですね。

こういうような状況の中で、私は、これは景気回復をしても財政再建に向かうことはあり得ない、日本はどこかで破綻する、こういう心配を最近しているんですが、いかがでございましょうか。

○宮澤国務大臣 玉置委員が国政にお出になられて、まして二十年でございまして、私は、あのころは、日本がいわゆる高度成長時代で、そしてインフラストラクチャーが貧弱でございまして、外貨の心配がない限りは何とか成長しようといふふうにしておつたと思います。ちよつと外貨が怪しくなりましたとストップをかけたいたしましたが、あのころは、成長のための多少の債務といふのはむしろ肯定的に考えられておつたのではないかと、いふふうに思っております。その結果、世界第二位の経済が築かれたと思います。

先ほどおっしゃいましたように、八五年のプラス合意あたりからやはりいろいろなことが変わって

てきていて、そして今になりますと、もう債務はやむを得ず財政のバランスをとるために借金をせざるを得ないといふことでございまして、この部分は長く続けておつてはやはりいけないだろう。他方で、インフラは十分だとは思いませんので、そのための支出はしていかなくやります。それから、単純に財政のバランスを、税収の不足を埋めるための国債発行というのは、やはりこれはもうできるならば減らしていかなければメリットはないんだと思います。

ただ、今こういう不況脱出のときでございまして、やらせていただいておりますけれども、こんなことは長くやっているとだとは思っておりません。

○玉置委員 財政赤字が急に拡大をしまして、今や九・何割ぐらいいですか。昔はそんなになかった、ほとんどほとんどだった、税収との差はほとんどなかったと思うんですが、今は九・何割ぐらいいといふことで、アメリカの一番悪いころの状態に今なつてきているのではないかと、いふ感じがする。景気の悪いときに言ふ話じゃないんですが、将来のことを考えると、やはり基本的な考え方はちゃんとつくつておかないといけないといふふうに思います。

財政再建の筋道として、今、中央省庁再編とか、あるいは今のいわゆる公共投資のあり方とか、そういう面での見直しをやはりぜひ進めていただきたいといふふうに思います。

それと、この中央省庁再編につきまして、先般の自連合としての合意事項といふのがございまして。そのときに、人員については十年間で二五%削減をしようといふお話でございまして、費用面、要するに財政といふか、人件費とかいろいろ事業費とかございまして、そういう面での話は全くお聞きになっていないでしようか。

○藤井(義)政府委員 お答え申し上げます。今先生おっしゃいました今回の中央省庁等の改革、これは内外のものもろの情勢の変化というものを踏まえて、国が本来果たすべき役割を重

点的に担う、かつ、それも有効に遂行でき得るよう、簡素にして効率かつ透明な政府を実現するということを目標として行われるというように承知をいたしております。

したがって、今回の改革というのは単に歳出削減を直接の目的とするものではないと思われまこと、また、御案内のように、今後新たな行政需要というものが当然出てくようと思ひます。そういうことから、現段階で想定することの困難ないろいろな要素というものがあろうかと思ひます。

もとより、財政資金の効率化というものは引き続き努力を圖っていく必要があるわけでございますが、現在歳出の具体的な削減目標というものは立ててはございませんけれども、今後、このような改革を進める中で、行政事務全般を見直して、行政事務の効率化にさらに積極的に取り組んでいくということであろうと承知しております。

○玉置委員 昭和六十一年、二年、ちょうど宮澤さんの大蔵大臣の時代から借換債が出ましたね。私はそのときに、赤字国債というか、要するに、公債発行残高を抱えたまま借換債を発行しますと、どんどんと次世代に借金を残してしまうんじゃないかという心配をしておりました、そういうふうな結果で、また借換債の借換債みたいな形になりかねないということでございます。

借換債のあり方について、その当時は財政上やむを得ないんだということでの借りかえですけれども、本来は既発債に対する借換債で、今帰りましたけれども、仙谷さんが去年の予算委員会でも質問しましたように、既発債に対する借換債だけを認めている。既に出てくるものについての借りかえだということでありま。何か聞くところによると、国鉄の長期債務を借換債でやろうかという話があったというふうなお話なんですよ。そういうことが可能かどうか。

というのは、借換債としてどんな何でもかん

でもやっていくという話ではなくて、やはり今出ている国債について、償還がある時期終わる、だけれども、消化する能力がないから残りを借換債というものの私は解釈をしていたんですが、この間国鉄長期債務の処理の方法についてお聞きしますと、長期債務に対して借換債で対応するんだというお話があったんですね。それを彼が質問したわけですが、そういうことができるのかどうか、それについて、技術的な面ですとお聞きしたいと思ひます。

○藤井(秀)政府委員 お答え申し上げます。先生の御質問、大きく二つあると思ひます。第一点は、借換債の問題、要するに、六十年償還ルールという問題にあるいは帰着するんじゃないかというように思っております。

御案内と思ひますけれども、建設公債の六十年償還ルール、これはその耐用年数等に從ひましてその資産の平均的効用発揮期間というものを踏まえて六十年ということになっているわけでございます。

他方、これに對しまして特例公債でございますけれども、御案内のように、建設公債と異なりまして見合いの資産が存在しないということから、本来で得る限り早くその残高を減少させるべき性格のものであるということは御案内のとおりだと思ひます。

ただ、いかんせん厳しい財政事情ということでございますので、短期間で仮に償還しようといたしますと、特例公債の増発につながるということでありま。したがって、建設公債ともども特例公債につきましても、やむを得ない選択として、建設公債と同様六十年償還ルールを採用している、そういう中で借換債というものの運用が行われているということでございます。

それから第二点、昨年でございましたように、仙谷先生の方から、国鉄の清算事業団の一般会計に債務を引き継ぐという中で借換債ということが許されるかどうか、それはあるいは新発債ではないだろうかという御意見があったこと、私

ども承知しております。そのときにも私もお答えしたと思ひますが、要するに、国鉄清算事業団の債務、これを法律上、法律の規定でもって一般会計にその債務を引き継ぐ、したがって、その中でその債務を今後どのように償還していくか、それはまさしく借換債でもって財源を充当してその債務を一般会計が承継いたしました償還していくということでございますので、それはおのずから新発債とは異なる性格のものであるということをお答弁したというように記憶をいたしております。

○玉置委員 あのとときは、私は、国対の方からいろいろ指示をするということで、そういう立場上仙谷さんといろいろ打ち合わせしたんですが、実際に私も認識しておりますのは、やはり今の赤字国債の償還ができないというための借換債という形でスタートした。これは確かに大蔵委員会での議事録でそういうような形で残っているはずなんですよ。それを、要するにもう既にある借金だからということで置きかえるというのはいかぬんじゃないか、こういうことでございまして、安易に繰り延べをするということ、それから将来にみんしな寄せが行くということ、この両面を心配しておるわけでありま。

それからもう一つは、例えば建設公債は一応六十年だということでは償還が済んでおりますけれども、借換債が何年というのはいくつと細切れにやつてできるだけ早くやつた方がいいんじゃないかというふうな思ひんですが、その辺についてはいかがでございますか。

○藤井(秀)政府委員 御案内のように、特例公債についてはできるだけ早期にその残高の解消に努めるといふことで、制度発足当初そのような精神、現在も昨日御審議いただきました特例公債法の中でそのような精神がうたわれているわけでございます。そういうことからいまして、できるだけ早期の償還に努めるといふことで、現に財政事情よろしき時期にはそのような早期償還を行った例があるわけでございます。

そこで、そういう大前提のもとで、具体的な借換債の償還期間、借換債の発行期間といひますが、その期間を短縮したらどうかというところでございまして、これにつきましては、国債全体の発行市場あるいはそれをマーケットがどのように消化し得る状況にあるかということで、借換債を含めましてそれぞれの償還期間を設定し、そしてその消化に努めているということでございますので、あるいはマーケットの実態に應じた商品の設定ということになるかと思ひます。

○玉置委員 お話がかわりますけれども、昨年の三月に今の公的資金導入の話が決定をされました。審査委員会が一兆八千五百五十六億の資本注入を決定されて、各銀行ごとにいろいろな割りつけといひますが、申請をされ承認をされた、こういうことになって、新たにまた追加、今度新しいお話がもう既に出て動いているわけでありま。

もとより、金融機関の体質強化、そして貸し渋り対策、この両面で効果があるということでは公的資金導入やむを得ずということになったわけでありまけれども、出たのはいいんですが、その後、それがフォローしてどういう結果になっているのかということをややはりチェックしていかなきゃいけないということなんで、公的資金が導入された後、だが、どこかの部署がこういう管理をされているのか、あるいはその使途についてどういふふうな把握をされているかといふところをちょっとお伺いしたいと思ひます。

○伏屋政府委員 お答えいたします。昨年三月の資本注入の後、各金融機関がその後の資産の状況とか経営の状況とか、また今先生言われました貸し出しの状況がどういふぐあいになっているかといふことに関しまして、個別のデータの話になりますと、これは監督庁の方で各金融機関別に調べれば調べることができると思ひますが、全体的には、私もどもいたしましては、そのときそのときの効果を上げて現在のような状況に至っているといふぐあいに考えております。

○玉置委員 体質がどう変わってきたかというよ

大蔵大臣はどういうふうにお考えをお持ちでしょうか。

○宮澤国務大臣 確かに、所得税の減税について、小渕内閣が成立した直後でございますが、八月に、私は、自分の方の党の税制調査会の重立った人と話を決めておるわけでござい

もとより、これは国会の御審議を要することでございますけれども、当時、平成十年分所得については、いわゆる定額減税という大きな減税が進行しておりますから、十年分の所得についてはそれで処理ができておる、これは理屈でございます。したがって、論すべきことは、十一年分の所得について議論することになる、理屈でございますが、そうだと思うのでございます。ですから、私が九月に申し上げましたときも、これは十一年分所得であるということは申し上げてござい

それで、途中のことを省いて申し上げるわけでございますが、その所得税減税法を今御審議をお願いしておりますが、新しく税制がきまると税額表が必要でございますが、その税額表の作成というのが、国会で可決をしていただいて、法案の内容が確定してから二月かかるのだそうでございます。非常に大きいところとか一人、二人雇っているところはいいんでございまして、中ぐらいいいところで、税額表で本当に源泉徴収の計算をするのは二月かかると申しますから、それで、九月ごろ私が思いましたのは、そうすると、十一年分所得を初めから減税するのは、法律は十月に成立していかないといけないわけかと、そうだといいこととございまして、それは到底できない、あのときに、十月に成立させていただくことはできないと思いました。

また、実際、地方税との関連でどういうふうに分けるかなんというところは難しい問題だったものでございまして、結局、御審議をいただくのが今になっておるわけですが、その間にいろいろ御批判があつて、十一年分所得も、税額表ができる

とすればそれは四月からだろうから一三月はどいうするんだ、一三月は十二月の賞与から引かせていただきますと。それではいかぬという御批判がございました。それで、事務当局がいろいろ苦労をいたしました。一三月分は六月、賞与の月でございますから、六月から引かせていただく、こういうことになりました。それは二割の定率でございまして、確かに、六月の賞与の中から今までより二割だけ引けばいい、そういうことだと。事実上できると言いましたので一三月は六月にはお戻しできることになったのですが、それでも、この大事な一三月というときにその減税がボケットに入つてこない、本人に来ないという悩みはどうしてもやはりござい

そのためには、しかし、実際には昨年の十月に法案を成立させていたかなければならなかったということと、九月のときからこれは気になっておるんでございすけれども、どうもやむを得ない結果になっております。

○玉置委員 私も、去年の減税の合意ができたときのお話を聞いておまして、何で九月末に間に合わなかつたかと。大体、九月末で処理していただく決めて、年内ぎりぎりから従来から聞いていたものですから、そういう話をしていたのですけれども、実際にはもう一カ月半くらいおくれしてしまつたということになります。

私たちがやはり心配するのは、先ほどのお話で、手元に入るのが非常に遅いということ、今や給料はほとんど振り込みでございまして、皆さんがおっしゃるには、振り込みの中で幾ら引き出すかはおれたちに権限はないんだ、むしろかみさんが力を持ってみんな握っているんだという話がありまして、それと、そのふえたものが実感として出てこないというのがあるんですね。だから、そういう支払の方法もあるんじゃないかというふうに思ふんですが、その辺はいかがでございますか。○尾原政府委員 今先生がおっしゃいましたように、日本の月々の源泉徴収で、なかなかわかりにくいというお話かと思ひます。

今度の恒久的減税、これはまさに恒久的減税でございまして、四月の月々からの源泉徴収で減税をすることになっております。間違ひなく減税になっていくわけでございますから、まさにその月々の税額の、会社から来る源泉徴収票とか常々税についての御関心を持っていただくということが一番大切だと思つておまして、そういう面で、我々、PRその他に努めてまいりたい、そういうことを通じて減税の意義、金額がよくわかるように努力してまいりたい、こういうふうに思つております。

○玉置委員 減税がどんどん進んでまいりました結果、課税最低限が繰り上がつて、かなりのものになっていきます。まず一つは、この減税が含まれた中で、課税最低限がどのようになつたかという変化をちょっとお教えいただきたいということと、あとは、大蔵大臣の方に、この課税最低限をいつまでこんな引き上げていくのか。私はむしろ、課税は低く広くスタートして、それでこそその納税者数をそろえてやるべきだという意見を持っております。その方が政治に対する関心も強くなるだろうし、納税意識というのが国民の中に広まる、こういうふうにするのです。

そういう面から見て、納税者の数も変化してきていると思うので、その辺も含めてちょっとまずお伺ひし、その課税最低限の見方について、大蔵大臣は将来どういうふうにお考えになつておるかというところをお聞きしたいと思います。

○尾原政府委員 まず数字の方から申し上げます。

いわゆる改正前の課税最低限でございしますが、夫婦二人で、そのうちの一人は特定扶養親族に該当する子供さんがいらつしやるという前提でございまして、三百六十一万六千円でござい

気対策ということで、定額減税でやらざるを得ませんでした。その結果、課税最低限ということではございせんが、結果的に税金をお支払いいただくなくてもいいという階層が四百九十一万七千円まで引き上げられることになつたわけでござい

それから、納税人員の推移についてお話がございました。まず、源泉所得税の対象となつた給与所得者の方でございまして、平成七年から、四千四百四万、四千五百四万、四千六百万となつております。申告所得税の納税者の方の数でございまして、八百二

万、八百二十四万、八百二十七万、七年、八年、九年、ここまで実績が出ておるところでござい

なお、本来の納税者数は、源泉所得税をお支払になる方でも申告所得税を申告されている方がおられますので、この調整をしなければなら

わけでございます。

なお、定額減税の結果、納税者の方は七百万から八百万人減少したのではないかとどういうふうに考へております。

○玉置委員 これからの高齢社会の中で私も心配しておりますのは、税負担率あるいは社会保障負担、こういうものを合わせてとらえて

いくのではないかと。一つの限度をわきまえて、それに対してどう対応するのかというのを考へていかなければいけない、こういうふう

であります。そういう意味で、先般通産省の方から、日本の各産業がどういうふう

場予測というものをちよつと通産の方から先に説明をお願いします。

○岡本説明員 お答え申し上げます。

私も、平成九年五月に閣議決定されました経済構造改革のための行動計画において、先生今御指摘の、医療・福祉でありますとか情報通信、環境、バイオテクノロジー等々十五の新規成長分野について、二〇一〇年における目標をある程度定量的にお示しをして、各省連携してその実現に向けて今努力をしているところでございます。

現在、先般閣議決定しました十五分野の二〇一〇年における目標としては、市場規模で、現状約二百兆のものが二〇一〇年に五百五十兆、それから雇用の規模で、現状千六十万から二〇一〇年には千八百万人程度にまで成長する、そういう目標を掲げて、各般の施策を各省連携して推進しているところでございます。

○宮澤国務大臣 先ほどのお尋ねの最後のところ、私が申し上げなければならなかったわけですが、

先ほど政府委員が申し上げましたが、我が国の課税最低限は標準家庭で従来まで三百六十一万円であつたわけでございます。これは、諸外国と比べますと、英国は百十万円ぐらいと言われますし、アメリカでも、州によつて違いますが、二百数十万円であつて、三百六十一万円というのは、長いことベースアップが順調に來ましたので非常に高いところにあるとかねて実は思つておるわけでございますけれども、定額減税の結果、先ほど申しましたように、それが四百九十一万円までさらにね上がりまして、そこで、その間に七百万ないし八百万の納税者がリタイアした。

今度そのこととやることをすれば、四百九十一万円というものを追認することになりますから、将来に向かつてこれは到底耐えられないといひますか、むしろ、やはり所得税というのは最低の方はそれはもう免除でやむを得ませんが、それ以上の方は少しずつの累進で、少しずつでも払つてもらうというのがやはり国のあるべき姿だと思いますので、四百九十一万円というものを固定するこ

とは将来に向かつて大変に困ると思つております。

今回控除を二つふやしましたから、三百六十一万が三百八十二万になつております。これはやむを得なかつた。しかし、これでもやはり高い。四百九十一万ではない、三百八十二万でも随分やはり高い課税最低限でございますから、将来に向かつては私はこれは何かをして正常化をして、もう少し多数の納税者に少しでもいいから所得税を払つてもらふように、抜本改正ではそうならなければならぬのではないかと。

学者の方々の間には、その三百六十一万あるいは三百八十二万を下げるべきだという御意見が当然でございます。これはしかし、政治としては、下げるといふことは、ほかに何かよほどの工夫をいたさなければ難しんだらうと思ひますが、少なくとも上げてはならないといふふうに私は常々思つておるわけでございます。

先ほど申し上げるのを落としました。

○玉置委員 下げるのと低い方はただ単に増税になるだけだといふことになりまして、確かに抵抗は強いと思ひますが、例えば児童手当が今話題になつていますね。児童手当の拡充あるいは子育て支援とか、それからほかの部分でありますけれども、高齢者、障害者の移送サービスがありますね。そういうようなところに充当するお金とか、いろいろな使い道があるわけです。そういうふうにある程度限定して、課税を対象とする人たちがどういう人たちかという調査をやはりやるべきだといふふうに思ひますし、少なくとも、課税最低限が引き上がるということは、逆の見方をすれば不公平なわけでありまして、そういうことは正しくはありません。ぜひお願いしたいといふふうに思ひます。

それで、今通産からいただいたお話でございますが、これは経済規模からいまして約三百五十兆円経済が拡大する、こういうことなんです。雇用人口も一・八倍になるといふことであります。だから、一人当たりになるとかなりの増収になるわけでありまして、こういうことが将来なかつたら日本経済はもたない。

先ほど宮澤大蔵大臣が、プラス方向に向かえば

財政がよくなつていくんだというお話をされましたけれども、確かに必要な社会保障、社会資本への投下というのは行われてきた、それが多少生き返るだらうというのがありますし、制度的なものも拡充されてきたといふことで、投下するお金はむだではないと思ひますけれども、しかし既にもう消えてしまつていくわけですね。

ということ、考えていきますと、やはりこれからの社会の中で、経済が拡大していろいろな産業対策にお金を出し知恵を出して、あるいは人材を育てていくことで、これからの、特に少なくなると言われております現職の方、高齢者がふえて、そして現職が非常に少なくなる。もう既に四分の一になつたあるいは三分の一になつたといふような話になつてくるわけでありまして、そういう人たちが将来の国を支えていく財源を稼ぐ出すわけでありまして、そういう意味で、今通産省から報告のありました新しい分野、これは十五分野に今限定されてやつていくわけでありまして、これに対して大蔵大臣としてどういふ姿勢で臨まれるのか、あるいは、これをどう活用すればいいのか、その辺の考え方をちよつと聞きたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 近く総理大臣が産業再生会議のようなものを招集されると伺つておりました、恐らくそういう場で、今の通産省の政府委員の話をしました将来の産業のあり方についていろいろ御議論が当然あるんだと思ひます。

私としては、それがしたがって恐らく政府の方針になつていくのでありまして、財政にしてみてもあるいは金融にしても税制にしても、それをどうやって支援していくかといふことを私自身、大蔵省自身、考えてまいらなければならぬ、当然のことながらそう思つておりますので、できるだけ早くそのようなコンセンサスが産業界にも経済界にも金融界にも政府にも生まれることが望ましい。私も懇談会に出席をさせていただくつもりですけれども、そのように考えております。

○玉置委員 通産省だけでなくやはり各分野があるわけでありまして、それぞれの役所が本氣になつて動いていただかないとなかなかこういうものが推進できないといふふうに思ひますので、特に財政当局としては、将来の財源ですから、大いに頑張つていただきたいといふふうに思ひます。

それで、時間がございませんので、ちよつと限定してお話を申し上げたいと思ひますが、緊急の経済対策の一つとしてお聞き願ひたいのです。

実は、交際費課税といふのをちよつと調べておりました。今、交際費の市場といふんです、使われた中身からいいますと、各社の交際費の合計といふのが、大体、平成八年度で五兆四千億、平成九年度で五兆三千億といふような金額になつております。これは損金不算入分も含めての話で、交際費としては全額といふことなんです、そういうことになりました。

ということ、昨今、特に去年から、いろいろな指標を見ておきますと、小売業が急激に大幅な落ち込みを示した、あるいはゴルフ場の利用客が激減している、飲み屋さんが閑散としているといふようなことを見ますと、やはり交際費がもつと減るだらうといふ予測はできるわけですね。これは九年度まででございますから、十年度というのはもつと減るだらうといふふうに思ひます。

いろいろな企業の方に聞きますと、やはり多少交際費を自由にしたらえれば、まあもうかつていふところしかだめですけれども、少なくとも営業活動をもつと大つぱらにやつて、いろいろな面でもうちよつと経済活動としてにぎやかになるようにしていきたいといふお話があるといふことで、交際費の認定の枠を広げれば多少の効果は出てくるのではないかと。これは非常に簡単なことだと思ひます。その辺をやるためには、その前にまず何をやるかといふこと。

大蔵省は、昨年、一昨年といふいろいろな不祥事がございました。それについて、まずどう処理されたのかといふのをちよつと簡単に聞きたい。要

するに、いろいろあったでしょう、大蔵省不祥事と言われる部分ですね。去年、予算委員会がとまったり、いろいろありました。そういう中身が、結果どうなったか。

だから金額の是非もありますが、運用さえしつかりしていれば、監視と言えは怒られますけれども、管理さえきちとできれば、交際費というのは昔から日本で慣習としてあるわけですが、これで世の中おかしくなったというのは今まで余りなかったのです。そこが問題なので、そこさえちゃんとやれば、交際費というのは、日本の経済のある程度の部分を支えてきたというふうに言われるのじゃないか、そういうことです。

そういう意味からいくと、今すぐできるものとして考えたならば、交際費課税のもうひとつと柔軟対応ということで、枠を緩めればそこがもうちよっと動くのじゃないかというふうに思うのです。

だから、二つあります。大蔵省として、去年の決着はどうなりましたかということ、今の交際費課税について、簡単にできる景気対策という意味で見てどう思いますかという、この二つでございいます。

○武蔵政府委員 昨年の不祥事に関する処分がどのようにだったかということのお尋ねでございいます。

御承知のとおり、昨年、一連の報道されるようなことがありまして、私も厳重な調査をいたしました、その結果、昨年四月、不適切と思われる行為があった者について公務員法上の懲戒処分を含みます処分を行いました。

その際、今交際費ということとの関連でお尋ねでございまして、恐らくいわゆる金融機関との交際に不適切なところがあつたということと絡んでのお尋ねかと思いますが、そういう中身につまみしても、交際そのものがどうこうということではなくて、公務員として不適切な関係があつたかどうか、そういうことに重点を置いて調査をし、不適切な者は処分した、こういうことで

ございます。

○尾原政府委員 現在の交際費課税制度でございしますが、中小企業の定額控除制度というのがございしますが、原則として課税ということになっております。

仮に、これを経費として、損金として認めるということになりますと、従来から言われていたように、どうしても公正な取引を阻害する可能性があるのではないかと、また企業によるこういう交際費支出が正常な価格形成をゆがめているのではないかとということが指摘されてきたことを背景に今の制度になっているわけでございいます。

なお、アメリカでも同様、交際費についての損金算入については厳しい制限を設けております。イギリスも原則損金に算入しないという形になっておりまして、やはり交際費課税を景気対策の観点から緩和するというのは本筋ではなく、今回御提案しておりますように、税率の引き下げを圖つていくというのが本筋の考え方ではないかと思っております。

なお、執行面につきましては、国税庁の方からお答えさせていただきます。

○森田(好)政府委員 国税庁としましては、一般論であります、現行の取り扱いを御説明したいと思ひます。

一般論として申し上げますと、個人が他人から経済的利益を受けた場合には、その利益を提供した者が法人あるいは個人によつて、その態様によつて、所得税または贈与税の課税関係が生じるということになっております。ただ、個人が経済的利益を受けた場合におきまして、その中には、社交上の必要によるもの、社会通念上相当と認められる、そういう場合もあるかと思ひますが、そういう場合には直ちに課税することが困難な場合もあるということが一般論でございいます。

いずれにしましても、国税当局としては、常に納税者の適正な課税を実現するということを目的といたしまして、あらゆる機会を通じて、課税上有効な資料、情報の収集に努めまして、課税上問

題があると認められる場合には税務調査を行うなどしてきたところであります。

今後とも、そのような基本的な考え方にに基づきまして対処してまいりたいというふうに考えております。

○玉置委員 交際費の使われ方がやはり問題で、交際費を発生させることがけしからぬとかいうようなことではないかと思うのです。

去年も、大蔵省さんの話を中心に、国会の中ではいろいろ論議してきたのですが、大体、要求する人がいること自体がおかしいという話とか、それから、例えば我々でもいろいろ雑談しながらお茶を飲むとか食事をするとかというのはあり得ることなんです、そういうようなものでその人の判断が狂うとは思えない。ですから、度を越したところとか、それから相手も直接利害の絡む相手とかいろいろありますけれども、それでも影響される金額とかチャンスとか回数とか、いろいろあると思うのです。そういうようなものを勘案するかどうかという話の方が大事だと思ひます。

だから、疑わしきは全部やめろということになって、役所がやめた、銀行がやめたということ、日本経済がおかしくなっているところもあると思うのです。逆に言えば、それほどたくさん行つていたということなんです。銀行も山ほど行つていた、商社も山ほど行つていた、建設業者も山ほど行つていた。おかしくなつたところはみんな交際費をたくさん使つていたということになるわけですね。だから、決められた範囲で使つていくかどうかという、累計にはあらわれていませんけれども、実際には経済的な影響力はやはり大きかつたということでもあります。

だから、悪いから何もかもやめろということじゃなくて、その悪いのをどうチェックするかという方が大事だということに思ひます。何もかもやめる必要はありませんので、ぜひ復活しろとは言いにくいのですけれども、やはりちゃんとルールを決めて、それをどう守つて、どう管理す

るかということさえあればいいんじゃないか。むしろ、企業なんかで、使途不明金だとか、あるいは交通費だとかなかなか目が届かないから交通のチケットを買つて換金して、あるいは切手を買つて換金をして裏金にするとか、いろいろな手はあるのですよ。その方が悪いんですよ。

だから、使途不明金をもっと明快に精査して、絶対だめだというものをやはり厳しく追及する。場合によつては背任横領とか、いろいろな形で追及する方が大事でありまして、片方で使途不明金で逃げて法人税さえかればいいやということじゃなくて、あるいは所得税をかければいいやということじゃなくて、やはり厳しくするというの、一方にあつて、やはりいい部分についていうのは、日本の経済の円滑化と言われた交際費ですよ、だから認めてきたのですから、やはりそれを廃止するという方向じゃなくて、日本は日本なりの今までの風習があるんですけど、文化があるんですから、それは大いに活用すべきだと思ひます。

さつきの金融機関の八%基準、自己資本比率、あれも、日本の金融機関は固定的な、要するに預貯金が結構あるわけですから、外国と違つて。そういうものをどう見るかというのは外国と違ふんですから、そのぐらいは言つたらどうだと私はいつも思つていまして。だから、八%じゃなくて六%で日本は十分安定できますよとかいうぐらいのことをやはり大蔵省がもっと主張すべきだということに思ひます。だからそれを、外国が評価するから八%に合わせろということ自体もちよつとおかしい話なんです。

ということで、やはり日本の文化というもの、ぜひ大事にしていっていただきたい。それだけに日本の経済の中で今まで何らかの地位を得てきたということでありまして、その辺をもう一回ぜひ見直してみる。今本場にちよつと交際費を繰れれば景気は浮上するんですよ、簡単に。そのことをぜひ御検討いただきたい。大臣、いかがでございいますか。

○宮澤国務大臣 おもしろいお話なんです、承つ

ていて。

今、政府は消費をとにかくふやそうふやそうとして、みんなの財布のひもがたたくて一向に消費がふえないんだ、しかし、いわゆる法人接待なら、あるいは企業接待なら、交際費を少し緩めたらこれはふえるだろう、こうおっしゃっているわけなので、やはり政治というのはそういう部分があると思ひます。そうしたら、多分消費はふえるのじゃないかと思ひます。

それで、少しここからは理屈になって、お返事しなきゃならないからお返事申し上げるのですけれども、法人にしてみると、黒字になりそうだとしたらこれは交際費を使えばいい、経費ですから。というふうなことになる、これはもう税収にすぐ響くんですね、といったようなつまらないお答えをしなきゃならないのですが、そういう問題もございいます。

しかし、おっしゃっていることは、この際とにかく税を取らなければいかぬから交際費をこれ以上引き締めようというふうなことは要らぬことと思ひますね。許されている交際費は許したらいい。そこまでのところはお答えしても多分だれにもしかられないのですが、非常におもしろいお話とは思って伺いました。

○玉置委員 交際費で締めても、今さら締めてもせいぜい何百億円の程度だと思ひますね、あるいは何千億円の下の方だ。何兆円も経済対策をやって効果が出ないなら、そのぐらいやっていいじゃないか。税収との見合ひで考えたら、必ず最後は返ってくるはずなんですよ。そういう面ではお願ひをしたいと思います。

それから、地方財源でございしますが、もう時間がございませんで一言だけ。

景気対策としていろいろ昨年来あるいは一昨年来やっておられますけれども、地方財源がないからなかなか進まないというふうな私たちは思っているわけですね。あるいは、地方自治体からは、ともかくおれたちが手当てしないといけない、だから、国はぱつとやれという話をするけれども、

地方財源について何ら保障がなく、国の方は赤字補てんでいろいろ公債で裏づけしていますけれども、地方について今まで起債はだめだとかめられたきた、急にやれと言われている、こんなばかな話があるかという話をよく聞くのです。

地方財源が原因と私も見ているのですけれども、今、公共事業等の景気対策の進捗率が非常に低いというお話でございました。この辺についてお聞きをしたいと思ひます。時間がありません。もうあと一分しかないのです。

○藤井秀政府委員 簡単にお答え申し上げます。今先生おっしゃいましたように、何回かの総合景気対策、経済対策におきまして、地方の財源にも、苦しい国の財政事情ではございますけれども意を用いているということでありまして。

具体的に申し上げますと、昨年四月の対策におきましては、公共事業あるいは地方単独事業の追加分、これに対応をすべく、地方交付税を四千億円増額した上で、さらに補正予算債により足らざる部分の財源手当てをすることとしたしております。なお、これに係ります元利償還は後年度の交付税で措置することとしたしております。

また、引き続き十一月の第三次補正予算、これにつきましても、公共事業に係ります地方負担分につきましても、その全額を補正予算債で財源手当てをし、同様に、その元利償還は後年度の交付税で措置することとしたしております。

また、十一年度予算、これにおきましても、極めて厳しい国の財政事情でございすけれども、地方の財政事情も非常に厳しいというところでございす。そういう中で、例えばたばこ税、これにつきましても地方に一部移管するとか、あるいは法人税率について暫定的な引き上げを行う、あるいは地方の特例交付金を特に講ずる等々といった、地方の財政運営にいわば支障の生ずることのないよう、国としては最大限の努力を行っているということでございます。

○玉置委員 自治省の方にも来ていただいているんですが、実は東京都の低公害車に対して自動車税が減免をされる、こういう話がありまして、減免するのはいいんですけれども、逆に、十年以上経過した車については一〇％自動車税を付加するということになるというところで、トータルすると増税になる、こういう話があります。それぞれにお聞きしますと、いやこれは東京都のことだから我々はノータッチだと大蔵省も自治省もおっしゃっているということなんですね。我々からすると、自動車関係諸税から見ると、大体それとも自動車にかかり過ぎたという話を私も二十年間してまいりましたけれども、そういうときは何にも言わないで、今度地方税だから知らないという話はとんでもない話でございまして、大蔵大臣はぜひ野田自治大臣とお話をしたい。トータルでやはりお話をぜひお願いしたい。各自治体が勝手に決めていったときに、では我々の方は当然ふえた分だけ国の方の減税を要求するということになってくるので、税制としてはゆがんだ形になってくるのです。そういうことでございすから、幾ら地方財源といえども、地方財源を最初から国は、ではこの部分を地方財源にしなさいというふうな手放しをもらえばいいわけですから、そういうふうな形でやっていかないと、地方でほとんど簡単に決めます。例えば、そのうちまた地方消費税も出てくると思うのです。地方消費税をやるのとやらないところと出てくるのかいろいろな形が将来出てくると思うのです。

だから、そういうふうなトータルで見ていかなければ、ある部分の人に集中してかかるという可能性だってありますから、その辺も含めて、国と地方の財源配分について、見直しもそうですし項目についてもぜひまた御議論をいただきたいというふうな思ひます。

時間がないので一方的に言いましたけれども、お答えだけいたしたい。

○宮澤國務大臣 では、簡単にお答えいたします。先ほど政府委員が申し上げましたが、平成十一年度の予算編成でやはり一番難しかったのは地方

と中央の財政のことでございまして、地方も本当に中央と同じように困つていらつしやるので、今度ではあらゆることを私はいたしたつもりなんです。

しかし、同じようなこともまた次の年やれるかなというぐらいい切つたことをいたしました。が、その中で今のような問題がやはりございすから、またよく相談をいたしておきます。

○玉置委員 では、終わります。ありがたうございました。

○村井委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

同案審査のため、本日、参考人として日本銀行理事黒田慶君及び日本銀行理事小畑義治君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村井委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○村井委員長 谷口隆義君。

○谷口委員 公明党の谷口でございます。再生委員会の柳沢委員長に来ていただいておりますので、まず初めに、公的資金の注込に関する審査状況について伺いたいというように思ひます。

私も昨年、金融安定化特別委員会の理事として審議に参加させていただきました。再生法案並びに早期健全化法案が成立したところでございす。この早期健全化法案は、前向きな資金として二十五兆円を現在ある金融機関に資金注入する、こういうふうなことで、どうも状況をお聞きしております。大変精力的に金融再生委員会の方でやっていたというところで、これも大変喜ばしいなというふうに思つておるわけでございす。金融再生委員会は、現在申請しておるのが大手十五行でございす。それに關して、経営健全化計画が不十分な金融機関においては最終審

査までに計画の練り直しをやりなさい、このよう
なことをおっしゃっていらつしやるようござい
ますが、このあたりの具体的な状況について、ま
ず初めに委員長の方から御報告をお願い申し上げ
たいと思います。

○柳沢国務大臣 たいま谷口先生が御質疑の中
でおっしゃられたとおり、昨年、日本の金融ス
テムを再構築すべく、再生法と早期健全化法を制
定していただきました。私も、この両方を適切
に運用して、一刻も早く日本の金融システムを立
て直し、金融機関を健全化したいと思つて、
正直申して、再生委員の中の一人でございますけ
れども、私から見まして、再生委員各位、本当
に精力的に、誠実に、いろいろなことについて御
審議、御審問いただいておられるということをまず委
員各位にも御報告申し上げたい、このように思ひ
ます。

そこで、具体的に資本注入の審議の状況でござ
いますけれども、大体昨年の十一月ごろ、九月の
中間期の決算が終わつたところから、各行から政府
の資本注入を受けたというような内意がそれぞ
れ金融監督庁の具体的な事務をやっている窓口にも
伝えられておりまして、事実上そこから予備的
な検討を始めていただいております、こういう次
第でございます。

これもほぼもう終局に至っております。正式な
申請、それから我々による正式な審査というもの
を終了して、年度末の決算時の前までは払い込
みを終了しなければいけない、こういうようなこ
とになっておりますので、どうしても前広に臨時
の株主総会を開いていただかなければならない。
こういうことを考えますと、もうそろそろ臨時の
株主総会の開催の通知というものを発送しなけれ
ばならない時期にも当たつてきている、こういう
次第でございます。

したがって、私も、この予備的審査につきま
してはそろそろ終局の検討を終えて、少なくとも
現段階で臨時の総会を開いて、政府のあるいは民
間で独自にやる増資あるいは優先株の発行につい

て株主総会からの授權を得ておく、こういうよう
なことをしていただくことになるわけございま
すが、少なくともそういうことをしていいですよ
という内々のことは伝えてやらなくともこれは
はむだになつてしまふ、またいたずらに会社を混
乱させるということになつてしまふので、正
式な申請を待つて、正式の審査が行われなければ
結論は言えないけれども、しかし、そういうこと
を前提とした株主総会の開催については政府側と
して異存はない、こういうことを伝えてやらなく
ちやいかぬ、こう思つております。

現状はどうかということでございますが、最終
的にはもう一日二日いただきたいというようなど
ころの審議の状況でございますので、ここで確た
ることを申し上げるのは、谷口先生の御質問であ
りまして、ちよつと差し控えていただきた
いと思ひます。いずれにしても、そのくらい審議
が深まつておられることは御報告できようかと
考える次第であります。

○谷口委員 大分進んでおられるようございま
すが、先ほど委員長御自身がおっしゃつたよう
に、三月末までにやつていかなければいかぬと。
そんなに時間的余裕がないわけで、現下の景気低
迷の一つの大きな原因が金融機関の不良債権が処
理できなかったことにあるわけでございますので
で、そのあたりの状況にかんがみますとそんなに
時間的余裕がない、私も同じように考えておると
ころでございます。

ですから、あの昨年の審議の折には強制的に注
入するというようなことすら議論されたわけでご
ざいますので、かならずいうように今やつてお
られるということでございますので、これは大変
喜ばしいことであると私は思ふわけございま
す。

一部報道によりますと、不良債権処理を本年三
月期で完了させるため、一部行には申請額の上積
みを求め、総花的思想の金融機関には、これらを
捨て、海外や証券業務から撤退をしたり、リテー
ル、信託などに特化するよう要請しておるとい

うような報道もございしますが、このあたりの状況
ですね。それとまた、本日の産経新聞の状況によ
りますと、これは具体名を出してあれなんです
が、東海とあさひに海外撤退を要請したというよう
な報道もあります。

このあたりまで突つ込んでやつていらつしやる
のかどうか、大変答弁しにくいことであると思
ひますが、一言お願い申し上げたいと思ひます。
○柳沢国務大臣 審議の身中にわたる御質疑をい
ただいたわけでございますけれども、私も、ま
ず公的資金、これは民間の自主努力による第三者
割当て等による増資をちよつとわきに置かせて
いただきますけれども、この公的資金の投入とい
うものをどう考えているかと申しますと、まず基
本的に、必要度というかと申しますと、まず基
本というもののほかということから考えを固めよう
としておられるわけでございます。

それには、今先生もお触れになられたように、
まず第一に、不良債権の償却を終えるような、そ
ういうことをしてもらわなければいけない。それ
から第二番目に、近々予測されるようなほかのリ
スク、これに対しても備えられるようなものでな
ければならない。こういうようなことから、基本
的には、現に彼らに有している資本をそこに割り
当てるとすると資本不足が起るから、それを公
的資金によつて補てんしてやろう、こういう考え
方から、必要性の面からどういうことがあり得る
かということが議論される、これが一つの面でご
ざいます。

しかし、それだけではなくて、では、多ければ
多いほどいいじゃないかということになるわけ
で、確かにそういう面もあるわけです。しかし、
この公的資金というのは、企業にしてみますと、
いつまでもいつまでも政府のお金を自分の一番大
きな資本として抱えておるといふことは必ずしも
望ましいことじゃない、これは当然のことであり
まして、彼らはそう考えるわけでありまして、そ
で、市場を通ずるなり、あるいは劣後ローン等の
場合には償還なりというやうなことで、政府の側

からすれば回収、それから民間の金融機関の側か
らすればとにかく償還ということが必要になつて
くるわけでありまして、その原資はどこから来る
かといへば、これは彼らの利益、収益からしか来
るところはないわけでございます。

そういたしますと、彼らの収益の見通しという
ことから、今度は返済可能性、償還可能性とい
うものにおのずから限度というものが出てくる。
我々は、できるだけ潤沢にこの際資本力を持ちな
さいよというのを言うわけでありまして、それ
には、彼らが償還のための収益というものをで
きただけ向上しないとそれにはならない、こ
ういふ仕組になつておられるわけでありまして。

そこで、私もとしては、潤沢な資本力を持つ
ためにはどうしても収益力の向上を図らなければ
いけない。収益力の向上というのは、ではどうし
て図られるかといへば、これは、むだな、特に効
率の悪い諸活動あるいは諸資産というものをもう
やめてしまふということと収益を生み出して
いく。それからまた、どちらかというとそういう消
極的な面ではなくて、積極的にもっと収益の上
が分野に対する事業を拡大していく。こういうよ
うな両面の努力によつて収益を引き上げる、その
ことによつて償還能力を上げて資本を潤沢に持
つようにしてもらいたい、こういうやうな仕組みで
議論が展開されているというわけでありまして。

これ以上のことにつきましては個別具体的な
ケースにわたらざるを得ませんので、そのあたり
のところぜひ我々の議論の概要というものを御
理解賜りたい、このように思ふ次第であります。
○谷口委員 考え方はよくわかりました。

それで、自主的な再編を促すこととか特化する
ことは、確かにこれは極めて重要なことござい
ますので、今までの預貸で何にも経営努力をや
らなかつた金融機関が、それなりにこれは自立し
ていかなければいかぬわけでございますので、大
変これから大きな激動の時代になるのではない
か、このように思ふわけでございます。

これもまた、委員長の方からは大変言いにくい

ことなんだろうと思いますが、現状の中で、大手十九行が資金注入額の申請としてどのくらい、これはマスコミの方からも聞くところではございませうが、どの程度注入の申請があり、一方、金融再生委員会の方はどの程度の、これは各行まちまちでございませうが、トータルとしてどの程度の注入額が最低必要なんだろう、ある程度安定するためにはどの程度の資金注入が必要とお考えか。このあたりについて、ちよつと突っ込んだ御発言、御答弁をお願いできればありがたいというように思っております。

○柳沢国務大臣 具体的な投入金額というもののついてのお話になるわけでございませうけれども、率直に言つて、先ほどちよつと冒頭触れました、十一月ごろそれぞれ発表された九ヶ月決算の発表の際に、多分自発的にそういうことに触れたところはないかたのかもしれないが、とにかく、記者団との応答の中で若干のニュアンスをお話しにいうことで、金額にわたる発言まではしなかつたところもあるというところではなかつたかと。我々も、やはりこれは新聞報道等その程度のことは知ることにはなかつたわけでございませう。

その後、先ほど申したように、事実上、いろいろ制度の説明等を求めてくるといったようなことで、監督庁の事務当局との接触の中で、それぞれ腹づもりみたいなものを語り合うこともあつたかもしれないけれども、現在はまだ、本当にそういう意味におきましては事後的な検討段階というところでございまして、それぞれの金融機関が、自分たちの経営の今後の行く末といったようなものを描きながら、しからば一体どのくらいを政府側に依頼すべきかということについて、いろいろ考えをめぐらせているところがあると思つてはなかつたかというふうに思ふ次第でございませう。

それから、ちよつと、あえて申しますと、最終的にはもう一つ、商品性と申しますけれども、その商品性との関連で決まる配当とかあるいは償還の期限だとかというところも非常に金額と密接な関係が出てくるわけでありまして、それらのことも総合的に決めるというのが金額の決まり方のありようだということをぜひ御理解いただきたいわけでありまして、その意味では、最終的にはこれからのいわば正式な段階、この段階を待つて金額の方はだんだん明確になってくる、こういうことであるということをお願い御理解いただきたい、このように思います。

マクロ的に、トータルで一体どうかというようなことをマスコミ等は非常に關心を持って、そのあたりを云々することが多いわけでありませうが、事は個別の金融機関の問題であるというのが私どもの態度である、こういうことでぜひ、我々がそういう考え方をしておるということについて御理解をいただきたい、このように思います。

○谷口委員 まさに今おっしゃるやうに個別金融機関の問題でございませうので、そのあたりは大変言いにくいところではないかと思ひます。

民間シンクタンクの調査結果と申しますか、データによりますと、やはり十兆円程度は最低入れなければいけぬだろう、安定するためには二十兆円ぐらいは入れなければいけないのではないかと、というデータすらあるわけでございませう。そのあたりは十分各行の状況を勘案されながら、先ほど公的資金注入だけではあらず、各行がみずから資金調達をするところもあるわけでございませうので、そういう合計でこの資金注入をやるわけでございませうから、そういう観点で、この三月末までの大変限られた時間ではございませうが、ぜひ頑張つていただきたいというように思います。

それで、金融監督庁に若干お聞きしたいのですが、今度、第二分類に一五%の引き当て率、また第三分類に七〇%の引き当て率、このようなことのようにございませう。この第二分類、要管理債権と引き当てるものとそれ以外に分けてやつていられつたというところで、一瞬私は、一五%といつたら大変な引き当て率をされるのだからというよう

に思つたのですが、どうも聞くところによりますと、金融機関側からするとそうそう大変な率ではない、絶対額におきましてはそれほど積まないのではないかと、このようなことが言われておるわけではございませうが、このあたりについて、金融監督庁の方から御答弁をお願い申し上げたいと思ひます。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕

○日野政府委員 ただいまの御質問の趣旨が、分類あるいは引き当ての率につきまして注入を前提としたものだという事になりますと、これは金融再生委員会の方の職務ということにならうかと思ひますので、私の方から御答弁することは適当でないと思ひますが、一般的に金融機関の分類あるいは引き当てをどうすべきかということとは、これは従来からやっているとをそのままもやっているとだけでありまして、別に変わることはございませう。また、引き当て率につきましても、決して、第二分類を一五%、第三分類を七〇%というふうな、これも固定的に決めているわけではございませう。

現に、前回の一斉集中検査におきましても、決してそういった一律の引き当て率で検査をしたわけでもございませうで、それぞれの公認会計士と御相談なさつて決められたそれぞれの分類あるいはその引き当て率ということを前提にして検査もさせていたというところでございませう。

○谷口委員 では、今の件については金融再生委員会の方がいいわけですか。では、ちよつと……。

○森(昭)政府委員 お答え申し上げます。

今先生がおっしゃられました一五%あるいは七〇%という引き当ての目安なんでもございませうけれども、これは、今回、国際基準が資本注入を申請するに際しまして、不良債権処理、これを三月期に終了させるということが大きな目標なものでございませうので、一般の会計基準とは違ひまして、申請した銀行につきましましては、要管理先債権につきましましては一五%、破綻懸念先債権につきましましては七〇%、こういう目安を持って、まず自行の不

良債権の処理額といひますか引き当て額を計算し、それを三月期に引き当てするということをお願いするわけにさせていただきます。このようにございませう。

○谷口委員 私が申し上げたのは、第二分類を分類してその引き当て対象になったものとならないものとを分けた結果、最終的には、第二分類、全部引き当てするわけじゃないですから、全体額においては少し金額を積まないのではありません、こういう趣旨の質問をしたわけでございまして、そのあたりのところは、まあ答弁もしにくいでしょうからこのあたりで結構でございませうが、先ほど申し上げましたように、三月末まで期間が残つておりませんので、ぜひまた頑張つていただきたいというように思つております。

柳沢委員長の方はもう時間がないうでございませうので、どうぞお帰りでございませう。

次に、平成十一年度税制改正の件についてお伺いをしたいわけでございませうが、その前に、国税局、税務署の機構の充実ということについて申し上げ、お聞きしたいわけでございませう。

御存じのとおり、一昨年に外為法の自由化が行われまして、海外取引の量も拡大したようございませうし、かなり複雑な取引が出てまいつたようございませう。また、昨年は電子帳簿保存法という法案が成立いたしました、電磁化されたファイルが帳簿として認められるというふうなことがなつたわけでございませう。また、近時、電子マネー決済と言われるような大変複雑な決済方法が行われるようになっておるわけでございませう。

そういう意味におきまして、税を取り巻く状況、会計を取り巻く状況は大変情報化が進んでまいつた、高度情報化の時代に入つてきたわけでございまして、私は従来から国税庁の方にも申し入れをしておつたわけでございませうが、国税局においてはそういう複雑な国際環境に対応した専門官ポストが必要ですよ、また、機械化に関しては機械化の専門官ポストが必要ですよ、このように申し上げておりました、昨年度の予算においても、また

本年度の予算においても、かなり突っ込んだ対応をしていただいたようでございますが、そのような専門官ポストの問題。

御存じのとおり、近時、大蔵省が悪化したしておりまして、そういう状況の中で税金の滞納がふえておるといふようなことでございます。お聞きしますと、平成九年度末には二兆七千八百三十億円というような滞納の現場にいらつしやる方は大変な御苦労をされておられるようでございす。そのような観点での処遇の改善もまた見えないか、これはいいのではないかと、このように思うところでございます。

このようにことにしまして、国税庁の方から御見解をお述べいただきたいというふうに思ひます。

○大蔵政府委員 お答えさせていただきます。

ただいま先生の言われましたとおり、税務行政を取り巻く環境につきましては、経済取引の国際化、複雑化、あるいは会計処理の情報化の進展、あるいは納税者数の増大というようなことによりまして、質、量ともに厳しさが増大しているという状況にございます。

こうした中におきまして、ただいま先生からお話がありましたとおり、国税庁におきましても、経済取引の国際化、会計処理の機械化、情報化への対応の必要性、重要性につきまして、各方面への理解を得て、国際調査専門官、あるいは機械化調査専門官などのそうした専門官ポストの新増設等所要の機構の整備に努めてきたところでございます。

今後とも、一層そうした国際化、機械化が進展する中で、税務の困難性及び歳入官庁の特殊性等を訴えまして、所要の機構整備につき、関係方面の御理解を得て、今後とも一層努力していきたいと考えているところでございます。

それからまた、ただいまお話のございました滞納につきましても、それぞれ滞納がこうした景況状況の中で累増する、その一方で、滞納の整理に

つきましても連年を上回る努力を重ねているところでございます。そうした厳しい状況下でございすので、処遇面におきましてもできる限りの努力を払ってきたところでございまして、給与面では、毎年上位級の定数の確保、あるいは機構面では、適正、公平な課税の実現に資する観点から、必要なポストの新増設にも努力してきたところでございます。

今後とも、関係当局に対し、税務の重要性、困難性を強く訴えまして、職員の処遇に十分配慮し、必要な上位級定数の確保等、引き続きできる限りの努力をしていきたいと考えているところでございす。

○谷口委員 ぜひそういう観点で進めていただきたいというふうに思ひます。

それで、ちょっと個別の問題に入りたいというように思ひますが、今、御存じのとおり、市中におきましては大変景況状況が先ほど申し上げましたように悪いわけでございまして、最近、債権放棄をするという事態が大変多いようでございす。

これは、今までの法的な債権放棄ではなくて、私的な整理であるとか取引先の売掛金を債権放棄してやろうというような形で、そうしなければ事業として継続できないという状況の中で債権放棄をする。債権放棄を受けた方は債務免除利益が立つわけでございす。ところが、この債務免除利益が立つて、これは利益でございすから、ここにまた税金がかかってくるということになりますと、本来、債権放棄をする意味がかなり薄くなってしまうわけでございす。

現行税法におきましては、例えば、役員がみずからの会社の債権を放棄する、私財を提供する、こういうような場合におきましては、ある一定の条件のもとでの損金を認めてやろうというようなことがございす。

それで、今私が申し上げました、市中で一般的に最近行われておるような債権放棄につきましても、現下の状況をかんがみますと、これに課税を

するということとは極めて酷ではないか、こういう観点で、私財提供、債務免除利益に対して課税をする際に、この認めておるような状況を私が申し上げている一般的な債権放棄等におきましても認めることがいいのではないかと、認めてはどうかという観点で申し上げたわけでございす。このあたりの御見解をお願い申し上げます。

○尾原政府委員 お答えいたします。

先生のような御専門家の方であれでございす。が、今先生おっしゃられましたように、法人税法では、無償による資産の譲り受けというのが資本等取引に該当しない限り益金の額に算入するということになっております。したがって、法人の再建のために債権者から債務の免除を受けた金額というのは、益金の額に算入されるわけでございす。

ただ、一方、現行法人税法では、一定の場合を例示いたしまして、具体例を申し上げますと、商法の規定による整理開始の命令があったこと、破産法の規定による破産宣告があったこと、和議法の規定による和議の開始決定があったこと、いわば一種の倒産法制給のものに列挙いたしました。さらに四番目といたしまして、これらに準じる事実ということが書いてあるわけでございす。政令で規定がございす。前二号に掲げる事実と準ずる事実または金融機関の更生云々、この書いてあるわけでございまして、要は、この債務免除利益が、過去の欠損金との相殺を認めるためには、この第四番目のケースにおいて、まさに経済から見て合理的な免除であるかということが恐らく実質の要件になっているというふうに書いてあるわけでございす。

したがって、そのような一般に債務を免除した場合という先生のお尋ねの場合、よくわからない点があるわけでございす。まさにその債務免除が経済面から見て合理的なものであり、債務超過の状態にある会社の再建などの目的で行われるということでありまますならば、再建計画を

つくつていただいて、税務上まさに欠損金との相殺が認められるのではないかとというふうに考えております。

○谷口委員 今局長おっしゃったのは法人税法施行令百十七のところをございまして、おっしゃるよう、準ずる事実の場合を適用したらどうかというところなんです。だけれども、これは破産債権等の特定のものに限られるという前提があるわけでございます。

それと、多分これに対する通達があるのではないかと、多分これに思うわけでございす。最近の通達はどうも限定列挙になっておらないで、通達を解釈しなさいというような現場での状況に今なっております。本末通達というのは、個別具体的に、このときはだめよ、これはいいよというように書いてやるのが通達なわけで、そういう状況の通達も先日ございまして、私もちよつと申し上げたことがあつて、最近はこの通達の変更がなされたようでございす。

この場合も、大変そういう意味においてはさつくりとした話で、はつきりわからないので、ここはきちつと明確に、幅広く適用できるようにぜひお願い申し上げたいというふうに思ひます。余りこればかりやっていると時間がないものですから。

次は、利子税等でございます。

利子税につきましては、現下の公定歩合が〇・五％でございすから、七・三％の利子税は余りにも酷じゃないかと従来から言われ続けておりまして、今回の税制改革案におきまして、この利子税につきましては、前年十一月三十日を経過するときにおける公定歩合に年四％を加算した割合というような形で、公定歩合をベースにした利子率の割合にされたようでございす。

しかし、一方で、この利子率と一つ、延滞の際の延滞税というのがございす。これもかなり、納税に際して誠意が見られない滞納者に強く納付を要求するという延滞税、これが今一四・

るわけでございます。

今、金融機関の八%をクリアしなければいけないという基準は、これはもう大変なものでございまして、経営とは全く本来なら関係のない株式市場の動向を勘案しなければ極めて金融機関が危ない状態になってしまうというふうな事になった。きつかけがこれあたりにあったのではないかと。私は、その後の状況をずっと見ておきますと、ある意味においては、構造的な側面に入っておらず、極めて小手先の対応ではなかったのかと。

例えば、株式市場がほとんど右肩上がりについておったときはよかったですけれども、横ばいになり、このように大変な下降局面におきましてまず考えられたことは、昨年の原価法の選択適用の問題であるとか、例えば土地の再評価の問題であるとか、また、今現在話題に上っております株式買い取り問題の問題であるとか、このような問題一つ一つが本来の、本質的なところにメスが入ってこないで、もういたし方ない今の金融機関の持つておる株の含み益の状況を勘案しながらこういう小手先の対応をやらざるを得ないという、大変私はこのあたりに対して何とも言えない怒りみたいなものを感じておるわけでございしますが、大蔵大臣、いかがお考えでございしましょうか。

○宮澤國務大臣 パーゼルで株式の含みを半分入れるという決定ができましたときのいきさつを私は存じません。いろいろな説をなす方がおられますけれども、詳しいいきさつを私は存じませんので申し上げることができません。それからもう一つ、昨年の十一月の金融の変調から、いわゆるキャピタルレシオを維持するためにいろいろ苦勞をしたことの中で、株式の市場価格というものが非常に問題になったことも、これも事実でございします。

余り正常な問題意識ではなかったと思いますけれども、しかし、三月の末の状況というのは非常に気になったものですから、どうしてもああいうことがありました。それで、少し事態が落ちつきました後であれば、ああいう評価というのは一体

どういう基準でやるべきかという会計基準というものもやがて決まってくるわけじゃないかと思ふ。それから他方で、持ち合いというものも異常な状況であつて、殊に金融機関が株をあれだけ持つてゐるということは本来ではないんだらうと思ふ。

そういう意味で、今急場では何か申し上げますといういろいろ影響がございしますので申し上げませんけれども、こういう問題も、やはり少し遠い将来まで考えれば、再検討をすることになっていくのではないかと思つております。

○谷口委員 私は、その裏に大変なモラルハザードを惹起したのではないかと、我が国が右肩上がりを経ておつた折とは全く違う、金融業界、またその他の業界におけるモラルハザードを出来したのではないかと、このように思つておるわけでございします。

私は、議員になる前に公認会計士をやつておりました。その折に、ある紙のメーカーでございまして、株に大変投資をいたしておりました。株の売却益を売上高に上げさせてくれ、こういうふうなことを言つた企業家とあるわけでございします。もうこの段階で私は正常じゃないなというふうに思つたわけでありますが、紙という性格上、市況産業でございしますので大変変動が激しい、だから損益が落ち込んだときに株の含み益を出して損益を平準化したんだ、だから、大変な量にもなつておるのでこれを売り上げにさせてくれ、このようなことを言われたことがあります。企業の中においても、いわゆる企業努力をしないで株の含み益で利益を上げる、こういう考え方が蔓延しておる、モラルハザードの典型ではないかというように思つておるわけでございします。このあたりの状況が広く企業の中に浸透しておるのではないかと、このように考えております。

特に金融機関の今の行為は、金融機関は人間の体に例えますと心臓でございしますので、これは倒すわけにいかない。そういう状況の中で、含み益を落とさないように、株の状況を悪化させないよ

うに、株式市場の状況を悪化させないように、政府が一生懸命その環境を整備してやるということが最終的に今のそのような状況に陥つたのではないかと。私はそのあたりを大変危惧するところでございまして、昨年も私は申し上げたわけでございしますが、自然淘汰されるべきところはいたし方ない、このように考えておるわけでございします。

先ほど幾つかの例を出しました。原価法の選択適用の問題であるとか、今大きな話題になっております株式買い取り問題の問題であるとか、これもよくよく考えますと、産業構造の転換という構造的側面に入つておらない。そういう観点での今の買い取り問題の問題の議論は全くナンセンスである、このように私は申し上げたいと思ひます。

また、昨年やりました土地の再評価の問題につきましても、この再評価がBIS基準をクリアできるといふことのためにのみ使われたということに私は大変大きな憤りを感じておるわけでございまして、二十一世紀の我が国が立ち直つていくためには、今こそそういう構造的側面に入つていかなければいけない、そういう構造的側面から解決していかなければいけない、このように強く考える次第でございします。

それで、若干時間がございますので、もう一つ。昨日、日銀総裁との間で国債の引き受け論議、既発債、新発債の引き受け論議がございました。私は、結論から申し上げますと、そういうことは全く財政規律を失ふものであり好ましくない、このように考えるわけでございします。

昨日、大蔵大臣もおっしゃつておられましたように、ポール・クルーグマンの調整インフレ論等々、いろいろそういうことを誘発するような議論があるわけでございしますが、これはしっかり、また先ほど申し上げましたが、それがモラルハザードに陥らないように、今こそやつていかなければいけない、このように考えるわけでございします。

長期金利が上昇した一つの大きなきっかけは、大臣御存じのとおり、大臣も記者会見をされてお

られました。昨年の十二月に大蔵省の資金運用部が国債の買い切りオペを停止したということの発表がこの長期金利の上昇になったわけでございします。ですから、その当時には既に国債の増発はもうわかつておつたわけでございしますから、その結果長期金利を上昇させたということより、私は、むしろそのときの大蔵省の対応がまずかつたのではないかと、このように考えておるわけでございします。大蔵大臣の御見解をお願い申し上げます。

○宮澤國務大臣 国債の増発はわかつておつたわけでございします。資金運用部云々も、せいぜい月に二千億圓ということでございます。新規が六十兆、全体なら千二百兆なんという話の中で、そう大きな話ではなかったはずでございますが、タイミングが悪かつたとおっしゃればありますが、ああいう結果になるはずでもないと思ひました。それから、そのなかの金利も上げたい、価格が下がりたい、あるいは金利が上がりた、価格が下がりたいというふうな背景があつて、それをやしたといひますか、少し過剰反応したかも知れません。ただ、私は、その後、思つておりました、国がかなり大量の国債を発行するわけでございしますから、その発行の仕方とかなんとかというの、やはりいろいろ細かい工夫をした方がいいだろう。それはシンジケートの話で、売れることに問題はないにしても、やはり発行額が大きくなればいろいろ細かい注意をすることが必要だということ、最近事務当局と話をいたしておるところでございします。

○谷口委員 長期金利が上昇した結果、御存じのとおり、債券相場が暴落したというか債券が落ち、その結果、企業が今度この三月に企業決算を行うわけでございしますが、株の含みも、先ほどの議論の中で申し上げたように、今含み損になつてゐるところが多いようでございします。

また、債券相場も下落したわけでございまして、含み益が圧縮されたということで、本業の

方もうまくいかないということで、この三月は金融機関のみならず一般企業も大変な状況にあるわけですが、企業の損益状況に与える影響について、長期金利の上昇がどの程度影響しているかという観点で、御見解がございましたらおっしゃっていただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 先ほどからのお話の続きになりますが、長期金利というのは、確かにあれを機会にちよつと上がり、また下がり、少し上がりというようになつて。私は、基本的にはこれは債券の相場の話でございますから、マーケットの出来事だといふふうに思つております。

もつとも、〇・六とか一とかいう金利がずっと続くのも異常だと思ひます。そのことも異常でありまして、急に最近のように動くのも、これはマーケットのことだろう。

ですから、他方で、クラウディングアウトするほどの民間の資金需要があるわけでもございませぬから、一種の過剰反応はありましたけれども、それがどんだん上がり続けるといふふうには思われませぬし、また、今、谷口議員から株との関係がございまして、これは、場合によつては株と債券とは逆の動きをすることもしばしばございしますので、その辺の含みにすぐ続く話かどうかともわからない。

まあ、押しなべて金利が少し上昇し始めておることはわかつておりますが、それがマーケットの動きである限り、企業決算にそんなに今この時点からすぐ影響を与えるといふようなことは、ないとは申しませぬけれども、そう大きなことではないのではないかと思つております。

○谷口委員 本日は日銀の方からも来ていただいておりますが、ただいま私が大蔵大臣とやりとりをしたわけでございますが、これに対して御意見がありましたら。

○黒田参考人 お答えいたします。

長期金利の最近の上昇につきましては、もちろん私も強い関心を持って見ております。ただいま御議論のございましたように、長期金

利の動きは、このところややもすると非常に動きが激しゅうございまして。

例えば、仮にでございますが、たまたま高くなつた金利が、そのまま長い間続くといふようなことがあれば、これは実体経済にもマイナスがあることかと思ひます。逆に、先ほど大臣から市場の動きといふことでお話がございましたが、これがまた落ち着くところへ比較的早くに動くといふことであれば、それなりのことかなといふふうに考えているわけでございます。

いずれにいたしましても、注意深く見守つていきたいと思つております。

○谷口委員 時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○井奥委員長代理 次に、若松謙維君。

○若松委員 公明党・改革クラブを代表いたします。約一時間、平成十一年度税制改正に関する質問並びに、日ごろ納税者または税務の専門家、税理士とか公認会計士等から御意見を承つておる点について、大蔵大臣を中心に質問をさせていただきます。

最初に、質問する前に、いよいよ三月十五日までが確定決算の期日であります。大蔵大臣にお聞きしたいのですけれども、税制というのは、簡素、中立、公平という言い方がありますけれども、やはり簡素というのが非常に重要となつております。日本の税制について、そういった点からどういふ認識を持ていらつしやるのか、まずそれをお答えいただきたいのと、もう一つ、宮澤大蔵大臣みずから自己申告書を書いたことがありますが、もしくは書けませんか。ちよつとその点について、最初ですからゆつくりとスタートしたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 そんなに詳しく税制を私知つてゐるわけではございませぬけれども、随分いろいろなことが積み重なつて難しくなつてゐる、複雑になつてゐると思ひます。しかし、通達なんかもいろいろ整理したりして、それはわかりやすいようにする努力はしておられるのでしょうか、なかなか難しいなと思ひます。

申告書は、私は書いたことがあります。二度ぐらいありますけれども、このごろは公認会計士さんとか税理士さんとか書いてもらつております。

○若松委員 意外な答弁でしたのでびっくりしましたけれども、私も昨年、年末調整ですが、あと半年に一回の源泉徴収票、あれを書いたわけですが、現場の人は大変複雑なんですね。私も一応公認会計士、税理士の資格を持っておりますけれども、いつもやつてゐるわけではありません。それで久しぶりにやつてみたら、こんな難しい作業を国会の政治家は簡単にしてくれるのかと改めて反省もしながら、もつと簡素化に力を入れなければいけないのかな、そう思つた次第でございます。

それでは、住宅取得資金の贈与に対する特例の概要といふところの、今回の平成十一年度の税制についてお伺いいたします。

これは建設省と大蔵省にお伺いしたいのですけれども、今回の住宅取得資金贈与の特例、これが一千万から一千万に引き上げられましたけれども、この措置が、今不動産、なかなか流通が悪いようですけれども、この不動産取引に対してどんなプラスの影響があるのか。もし数値化できればありがたいのですけれども、建設省そして大蔵省、両省からお答えいただけますか。

○尾原政府委員 今回の、住宅資金の贈与を受けた場合の特例措置でございますが、まず、今年度の改正におきましては、住宅ローン控除を大幅に拡充したというのが一つございまして。同様に、この住宅ローン控除と同じように、この二年間で住宅投資を何としてでもふやしたい、そういう意味でいろいろな施策を考えたわけでございます。この住宅資金の贈与の特例、今まで一千万円でございました。これを一千万五百万円と上げれば、これまた自己資金となつて、より容易に住宅取得、住宅建設に資する、景気対策に資するのではないかと考えた次第でございます。

計数的にどの部分がどういふふうな計算はしておりますが、全体として百三十万戸をねらつてゐるわけでございます。

○風岡説明員 お答えをいたします。

住宅取得資金贈与の特例につきましては、ただいま御説明がありましたように、今回の措置によりまして特例計算の限度額一千万五百万ということをお願いをしております。

私も、住宅金融公庫のデータで見ますと、現在、住宅資金の贈与を受けている方々、これは大半が一千万までというのが実態でございます。今回こういつた拡充措置が行われれば、一千万を超えるような贈与ということも期待でき、若年層の自己資金の拡充という意味では非常に効果があるのではないかと一億に思つております。

この措置のみによつて住宅投資がどれだけふえるのかといふことについては、なかなか数字をもつてお示しすることはできませんけれども、今回の税制、思い切つた拡充措置、それから、私ども住宅金融公庫の融資の改善ということに伴ひまして、住宅投資、今後大きく拡大できるのではないかと、このように期待をしております。

○若松委員 先ほど大蔵省が、今年度は百三十万戸にしたいと。一千万から一千万五百万に上げて、これは何万戸ぐらい影響があるか、そういう試算みたいなものはございませぬか。

○風岡説明員 この措置によつて戸数がどれだけふえるのかといふことについては、正直言つて試算をしておりませんが、今申し上げましたように、全体の税制の拡充、それから融資の拡充ということとで、私ども、十一年度、二十万戸ぐらいふえて、何とか百三十万戸を確保していきたい、このように考えているところであります。

○若松委員 わかりました。二十万戸増ですね。ぜひ頑張ってください。

それでは、これは昭和五十九年から本年までですけれども、五分五厘特例、これは贈与税のいわゆる非課税枠、これをちよつと特殊変形して納税者の負担を減らしたというやり方ですけれども、

今までの五分五乗特例の効果はどういうものだったか、総括するとどういふことになりますか。

○風岡説明員 先生御指摘のように、この制度、五十九年にでき上がりまして、その後数次にわたって改正をされたわけでございます。特にこの制度は、若年層の住宅資金の不足を補う、そういう意味で積極的に活用されてきておりまして、ここ数年の状況を見ましても、利用者が飛躍的にふえてきているわけでございます。

また、住宅金融公庫のマンションを購入した方々の手持ち資金がどれくらいあるのかということについて、私も平成九年度で調べてみますと、平均ベースでございまして、八百三十七万円という数字が出ておりまして、そういった自己資金の拡充という意味から、この制度が相当効果があったのではないかとふうに思っております。

申しわけございませんけれども、具体的にどういふ数量的な効果があったのかということについてはちょっと計算が困難であるというふうに思っております。

○若松委員 今おっしゃった若年層、その自己資金の手当てには効果があった、そういうお話です。

それでは、これもやはり税理士の先生方等から要望があるのですけれども、いわゆる贈与税の基礎控除額、これは毎年六十万円という制度がありますけれども、今回五分五乗でちょっとやり方を変えておられます。この基礎控除六十万円というのは、昭和五十年当時と全然変わっていないんですね。これは大蔵委員会等でも何度か取り上げられましたけれども、現場の税理士の先生方からは、あの当時の物価水準と比べたら、今これは百八十万円ぐらいにすべきだ、そんな御意見もいただきます。

たしか、税理士もしくは会計士の諸団体は、恐らく倍額の、六十万から百二十万の基礎控除に増加してくれということですが、大蔵省のいつもの御答弁は、この六十万円というのは相続税の補完税だから変えられないんだ、そういう御説

明です。そうであれば、今、昭和五十年当時の基礎控除額があるわけですから、それをベースにして、今の物価水準なり、そのくらいは増額してもいいのではないかと、そう考えるのですけれども、その点についてはいかがですか。

○尾原政府委員 今先生からお話がありましたように、この贈与税の基礎控除でございますが、昭和五十年に六十万円ということで定められたことはそのとおりでございます。

ただ、この数字でございまして、これは税務当局にとってもここまではやる必要はないのではないかと、いかにいうような、まさに少額不追求の水準できていくわけでございまして、したがって、本来であれば、税制の趣旨からすればこういうものはないという考え方もあるのかもしれませんが、まさにこの少額不追求の観点から設けているということが一つでございます。

これを引き上げたかどうかということになるわけでございますが、仮に引き上げたといいたしますと、例えば、何人の方の御親族がいらっしゃるでしょうか、仮に五人いるとすれば、百万円であれば年間五百万ずつというふうになるわけでございます。そういう意味では、この引き上げは継続的な相続税の負担軽減の道を広げるというふうなことで、やはり贈与税が相続税の補完税といふことを考えますと、この引き上げというのはなかなか難しい、まあ六十万円というのはいい水準であらうというふうに考えているわけでございまして。

○若松委員 その補完税という考え方ですけれども、これは私の知っている限りでは、昭和五十年当時より相続税の申告数が現在五倍ぐらいしかふえていないと思うのです。そういうことであれば、もう相続税の補完税という考え方をとおやめになつて、相続税は相続税としてしっかりとした税制なりをつくつて、そこできちんとした基礎控除なりをもうつくるべき時期にきているのではないかと思いますけれども、そういった観点から、いかがですか。

○尾原政府委員 今、この贈与税なり相続税をど

う組み立てるかという問題かと思いますが、仮に贈与が完全に自由に行われる世界を考えますと、その場合の相続税というのはまさにゼロに近くなるわけでございまして、そういう意味では、私どもこの現在の贈与税というのは相続税の補完税である、そういう意味で贈与税の御負担をいただいているということだろうと思っております。

○若松委員 なかなか変えようとしませんね。いづれにしても、現場の納税者及び専門家は、大変これはおかしいという現場感覚の認識がありまして、ぜひ、大蔵省の認識の変化、それを期待して次の質問に移ります。

今回、情報通信機器の即時償却制度の創設ということ、一台の取得価格が百万未満ということ、私も昨年の本会議でパソコン減税的な主張をさせていただきまして、非常に、よくやったなど率直に評価いたします。実は私は去年買ってしましまして、早くインサイダーの情報をいただければよかったと違った動きをしたのですけれども、ことはこととしてしっかりといい物を買ってきたと思っております。

それで、これは通産省、大蔵省にお聞きしたいのですけれども、私が去年の本会議で主張したのは、どちらかというと、会社は会社でこの百万円の即時償却制度をつくるにしても、大事なものは、自宅に会社とのリンクというかSOHOというか、そういうような自宅での取得、個人取得、これに対して何らかのパソコン減税、取得金額の割を所得控除なり、また税額控除なり、そういういた形を同時並行すれば、会社と自宅と一体となつて、特にこの情報機器に対する需要が高まると思ふのですけれども、どうでしょうか。それをお考えをすべきだと思ふのですけれども、お考えください。

○尾原政府委員 お答えします。

今回の情報通信機器ですが、まさにこれからの日本、先生が今おっしゃられましたように、この情報化というのは大切な課題であるということ、設備投資の中でも百万円までのものを即時損金にするという期限を切つて思い切つた措置を

とつたわけでございます。これは対象は、やはり事業をやっているということで、法人と事業者が対象になるわけでございます。

先生の今の御尋ねは、個人についてもやるべきではないかということでございます。個人、それぞれの家庭での情報化というのも重要な課題だと思っておりますが、実は、これを所得税から何らかの恩恵措置をとるということになっておりますと、消費あるいは貯蓄に回される総体にやはり課税ベースを広くして課税するというのが所得税だといいたしますと、特定の消費について、このパソコンの情報化というのは大切だといふのはわかっておりますが、やはり所得税の課税対象から外すことはいかかかな、所得税制の基本に反するのではないかとふうに思っているわけでございまして、それからまた、これを個人ということになりますと、恐らく税務執行上も到底ついていけないような形にもなるのではないかと。

いづれにいたしましても、個人について、今のパソコンの取得費を所得控除することは、これはなかなかとりがたいというふうに考えているところでございます。

○林説明員 今先生から御指摘がございましたように、今回、パソコン等の情報機器につきまして、産業の効率化あるいは経済全体の効率化と経済構造改革といった観点から、思い切つた措置をとつていただいたわけでございます。また、その結果、需要の創出も通じて非常に大きな効果があるものと思っております。

個人、家庭レベルでの情報化でございますけれども、税の関係では、今、主税局長の方からお答えございましたが、家庭の情報化というものの重要性、あるいはその中でパソコン等の情報機器を使える人が広がっていくことの重要性というものは我々十分認識をしております。

ただ、現在の段階では、むしろその情報活用能力の基盤をふやすという意味で、情報リテラシーの能力の向上でありますとか教育の情報化というところに力を入れているところでございます。

これは、通産省と申しますよりも政府全体として、高度情報通信社会推進本部におきまして、各省全体としてそういうことを進めているというところでございます。

○若松委員 先ほど大蔵省の方が、所得税法に反するからとおっしゃいましたけれども、正直言つて、日本の基礎控除、いっぱいありますよね。かつて、今景気低迷ということで、可能な限りいろいろやっつけていこうということ、今回もさまざまな基礎控除がふえております。

そういう状況で、何かわかっているとおっしゃいましたよね。わかっているなら考えてもらいたいんですよね。考えていないというのがわかっているという答えだから、全然身が入っていないような答弁なんですけれども。

あわせて語学教育も、宮澤大蔵大臣も語学ということで大分売られました。では、大蔵大臣にお聞きしますけれども、日本はまさに人間、人材立国です。そうすると、この語学とそして情報、インフラというんですか、これはもうかなり重要というかまさに国家の最大の資産というべきものだと思うのです。それに対して何らかの税の配慮をしても決して所得税法に違反するわけではなくて、かえってそれをやるべきではないかと思うのですけれども、大蔵大臣、どういうお考えですか。

○宮澤国務大臣 二人の専門家のやりとりを興味を持って伺っているのですが、私なんかちよっと何うという考えかなと思いますが、しかしすぐうちの専門家に聞けば、これは絶対だめだと、恐らく目の黒いうちにはやらせない。

それはやはり、所得税というものがそういうものであるというふうにも伝統的に考えられていますが、恐らく資産になるのでございましょうね、買いますと。それについてその所得税を減らすというようなことは、営業をやっているわけじゃありませんから、それはもうとてども、恐らく何百遍おっしゃっててもこれはできそうもない話じゃないですかね。

○若松委員 ということは、総括すると、大蔵大臣は、お考えは、大臣のお立場で繰ら言ってもだめだ、そういうことですね。

○宮澤国務大臣 多年の経験からしまして、言っていることと到底できないこととございいます。これはもう到底できないことの方に入ると思っています。

○若松委員 わかりました。なかなかかたいですね。

せつかくこうやって法人が、今回百万円即時で、減税額三千億円でしょうけれども、GDPの押し上げが五千億円、非常に即効性もあります。現実には今マーケットは、本体は大体持っているのですよね。大事なものは本体ではなく、アンジェラリーといいますが、付随の、でもこれは結構お金がかかりまして、そういう広がりを持って初めて情報機器を使いこなす時期に今来っているのです。

そういう観点から、もつと大蔵省は頭を、別に二百年前の所得税の考え方を今語っているわけではないのです、もつと考えてもいいと思うのです。

通産省、余り大蔵省に遠慮しないで、どうですか、個人の。法人が、いきなり百万円とはある意味では異例ですよ、なぜ所得税はできないのか。ちよつとお答えください、率直な思いを。どうせ言つたて変わらないうのですから、安心して言つてください。

○林説明員 一つ、先ほど申し上げましたように、産業の、経済構造改革のためのという観点からの措置というのには、我々は専門家でございいますから、議論させていただきまして。ただ、家庭の情報化、個人レベルの情報化というのは相当広がりがある話でもございまして、税の部分につきましては残念ながら主税局長に対抗する能力を持ち合わせておりません。

ただ、先ほど申し上げましたように、流れといいたしましては、まず、使える人の広がりを広げていくという意味で、教育でありますとかあるいは情報リテラシーの向上のための種々の施策を各省

広くいろいろな形で進めていくというのがまず今は重要なことというところで取り組んでおるといふうに承知をしております。

○若松委員 わかりました。

では、かなりぶつちやけて言いますと、日本の少額資産の損金算入を二十万から十万にしました。これは経済界なり実務家としては反対ですよ。だけれども、諸外国から見ると、たしかイギリスなんかですと、資産は資産で経費は経費だということ、そういう基準がない国もあるわけなので、すね。そういう厳しい面がある中、やはり法人税、所得税、それなりの措置というのですか、その時期に応じた効果というものがもし認められるのであれば、何らかの採用をすべきだと私は思うのですよね。特にパソコンがかなり今小型化して、まさに去年から十分いいものが出てきて、ことはそれにかわる層の厚い形の製品が一挙に出てくると思うのです。これはぜひ引き続き検討をお願いしたいと思っております。これ以上聞きませんから、ぜひ。

ところで、大蔵大臣、済みません、また私的な質問で。

大蔵大臣の御自宅には、自分用のパソコンは持っていますか。そして、それはインターネット対応になっていますか。

○宮澤国務大臣 全然ございせん。

○若松委員 先ほどの答弁の背景が明確になりました。ありがとうございます。

ひとつ買ってください。せつかくあるのだから。あわせて、個人所得税の何らかの配慮も一緒にしましょうよ。一緒にこれは考えましょう。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の扶養控除制度、これは民主党さんと同じ提案をされておられますけれども、児童手当ですね。日本の場合には、基礎控除の中にいわゆる十六歳以下とかそういう特別な配慮をしておりませんが、主要先進国は、この児童手当制度、私なりに資料を持っておりますけれども、いわゆる所得控除方式か給付方式、これはどちら

がメインなのか、ちよつとお答えいただけませんか。

○尾原政府委員 諸外国の所得税制と児童手当との関係かと思ひます。

アメリカはそれぞれ人の控除がございまして、児童手当制度はございません。イギリスの場合でございまして、これはまた、所得税については、いわばどのような世帯構成であろうと本人についての控除を基本的には認める、どんな御家族がいるかは余りそれは見ない、一種の収入金課税的な考え方になっておまして、児童手当はございいます。フランスの場合には、世帯に対する配慮という意味では、N分のN乗方式になっているわけございまして、児童手当がそれ以外にある。そういう意味では、両方考えている。ドイツは、人的控除がございまして、児童手当との選択制になっている。

恐らく、それぞれの税制で、それぞれの考え方をとっているということかと思ひます。

○若松委員 それでは日本の手当ですが、給付の方ですけれども、これは今おっしゃったような国と比べて、日本の方が多いいですか、それとも少ないですか。私なりには一応資料を持っていますけれども、どういう御認識ですか。

○横田政府委員 日本の児童手当につきましては、一子、二子につきましては一月五千円、三子以降、一万円ということになっております。

諸外国を見ますと、日本円に換算いたしまして、例えばイギリスでございまして約一万円弱、ドイツで申しますと一万五千円から二万円、フランスで申しますと、これは二子以降でございまして、一万四千円から一万八千円、スウェーデンの場合、一万一千円から二万円程度というふうなことで、区々さまざまございまして。

○若松委員 本日は厚生省に結論を出していただきありがとうございました。大体、聞いておわかりだと思つたのですけれども、日本の児童手当は少ないわけですね。それは基礎控除があるからというところでお考えなのか、これもかなり複雑な話

になりますから、簡単に比較というわけにもいかないでしょう。

私も基本的には、所得税、法人税を含めまして、イギリスの制度というのは、所得税率も三段階で、控除もかなり簡素化して、こういったものにすべきだと思っているわけですが、厚生省としては、この児童手当を、いわゆる所得控除方式か給付方式か、どちらがいいとお考えですか。

○横田政府委員 児童手当と扶養控除につきましては、先生御指摘のとおり、児童を有する家庭に對しまして一定の経済的効果を持つという点では類似している点があるかと思えますけれども、児童手当制度につきましては、児童を有する家庭の生活の安定と児童の健全育成というものを目的といたしまして手当を支給する福祉制度ということで、扶養控除制度につきましては、所得課税上一定の人的控除を差し引くことによつて租税力の調整を行う制度ということで、趣旨を異にしている面もあるかと思えます。

諸外国につきましては、先ほども申し上げましたように、各国で、単独のところもあれば併用のところもあり、また選択制のところもございます。ドイツ等におきましては、選択制になっておりまして、当初は併用制ということでございまして、その後人的控除を廃止し児童手当制度だけになったわけですが、その後また議論があつて、人的控除を復活して併用とした。現在においては選択制というように、さまざまな変遷を経ております。

いずれにしても、両制度の関係につきましては、子育て支援全体のあり方あるいは税制全体のあり方、財源構成をどうするかといった、さまざまな角度から検討する必要があると考えておりまして、一概に、どちらが優先すべきものというふうに申し述べるのはなかなか困難であるというふうに考えております。

○若松委員 恐らくドイツもこれだけ試行錯誤しているというの、あそこかなり少子化で今た

しか悩んでいる国ではないかと思うのです。ちょっと覚えて恐縮ですけれども。

そうすると、日本の少子化はまさに大変重要な問題でありまして、いわゆる二十一世紀のころというかそれ以降の日本の姿を本当に大きく変えるくらいの問題があるわけ、その点を考慮して、かつ諸外国等を含めていわれる児童手当が少ない面は否めないということで、今第一子、第二子五千円、そして第三子一万円というところを、その倍額を給付にしまして、そして先ほどの基礎控除、今、日本の場合にかなり高くなつておりますので、諸外国並みにするためにも、基礎控除の方を整理してすべて給付で対応しよう、こんな提案をしているわけです。

これは何度か議論されておりますけれども、私どもの党としてはそういう提案をしております。民主党さんもかなり近いような提案をしていると思えますけれども、それについて厚生省としてはどんなお考えですか。

○横田政府委員 少子化対策なり子育て支援対策といたしましては、現在、政府といたしまして四省庁でエンゼルプラン、あるいは厚生省としてこれに基づく緊急保育対策等五カ年事業というのを設けておりまして、福祉、教育、雇用、住宅等さまざまな施策を総合的に推進していくという考えに立ちまして、関係省庁連携して取り組んでいるところでございます。

現在、最近における子育て、少子化を考える有識者懇談会の方からも提言がなされ、それに基つきまして、今後、国民会議なり関係レベルでの取り組み体制ができるということになっておりますので、厚生省といたしましては、そうした動向等も見ながら、子育てについて総合的な施策を推進してまいりたいと考えております。

御指摘の児童手当につきましては、これまでも発足以来さまざまな経緯がございまして、現在第一子支給年齢については三歳未満という制度になつておりますが、これをさらに御指摘のような拡充を行うにつきましては相当な財源を要す

る。あるいは、現在の財源構成につきましても、事業主の拠出金というのがかなりのウェイトを占めておりますけれども、そういった財源構成の問題もございまして、また税制を廃止するということになりますと税制上の問題も出てくるというふうなことで、慎重な検討が必要であるというふうに考えております。

○若松委員 そうしますと、大蔵大臣、もしお答えいただければと思ひますが、今の基礎控除は、それなりに所得が多い方は当然税率構造もいろいろですから、いわゆる税の基礎控除方式というの、所得が多い方はかなり利用できる。ここら辺のアンバランスというの、いわゆる控除制度と給付制度の併用でのまた問題があると思うのです。

先ほど言いましたように、日本の少子化というのは大変深刻、重要な問題でもあります。この際、そういう税の不公平さというものをなくして、給付という形で一本化、平等化すべきではないか、私どもの意見はそういう理解に立っているわけですから、そういう観点から大臣はどのようなお考えですか。

○宮澤国務大臣 殊にこの国会でそうでございますけれども、公明党の皆さんからいろいろな機会にそういう御主張は非常に明快にありまして、私も、そういう一貫した党の御主張を持つておられるなどということを、いろいろな方からこの御質問あります。

それで、先ほども政府委員が申し上げたと思ひますが、先ほどもアメリカみたいに全然児童手当がない、そのかわりみんな控除でいく。イギリスはその逆でございまして、我が国は中途、半々ぐらゐなことをやっていると申しますでしょうか。税の人たちは、やはり所得税というのはどうしても応能負担あるいは租税能力ということがございまして、税自身の理論として、子供を持つている、それだけのことは負担能力としてやはり控除をしなければならぬという、それは確かに私は一つ

の理屈だと思ひます。ですから、仮に児童手当がどうあるかと言うと、言い過ぎですけれども、どうあるかと、税としてそういう控除というのを持つていないと、殊に累進がございまして、やはり応能負担ということとはしなければならぬ、こういう主張のよう

に思われます。それをもつとも思ひます。

児童手当に全部移してしまつてそのコストは何か二兆円とか、今千八百億と余り大きくないんですが、そういうことでとてもそれは振りかえはならぬとかそういう議論をいろいろ私も聞いて申しておりますが、仮にしかし、先ほども、イギリスが課税最低限が百万とか百何十万とかいうことは、恐らくそういう控除がないからではないかと。それで、我が国が三百何十万のところで将来これを下げないといつて困っているときに、もし今のような問題を展開すると少しは違ふ展開になるかもしれないというようにことをちらつと思つてはございまして、控除をやめてしまえば、それはそれだけ課税最低限が下げられますから、それは今のところと比べていけません。

しかし、そういうこともあるかと思ひました。しかしそれは、扶養控除以外にいろいろな控除が所得税にはございまして、控除をみんなやめるということではないでしょうねというように議論もあるかもしれないので、いずれにしても、一貫して大蔵御熱心に御主張になつておられることに気がついておりますから、それはそれなりにやはり検討させていただかなければいかぬかなと思つております。

○若松委員 ぜひ引き続きお考えいただいて、平成十年度ベースですと、この扶養控除廃止だけで一兆二千七百億、さらに十一年度のさまざまな手当がありまして、それを合わせると一兆五千億、七兆七億、さらには当然プラスの要素もありまして、それはぜひ大決断をいただいて、少子化というところにいかに平等に対応できるかという観点から引き続き御検討を要請する次第でございます。

それで、これは九五年ですけれども、一人当たりの日本の居住面積というのが三十一・七平米なんです。それに対してイギリスが三十八平米、ドイツが三十九平米、フランスが三十七平米。また、アメリカから欧州へ行きますと小さな家ばかりだなと思うのですけれども、日本からヨーロッパ

○風岡説明員 確かに、最近の住宅ニーズをみますと、例えば週末居住用の住宅とか、あるいは別荘とか、二軒目に対するニーズというのものもあるわけでございます。

ただ、全体的に住宅事情、相当よくなつてきてはおりますけれども、先ほど先生御指摘のようにまだまだ一人当たりの居住面積も低いということとで、どこを優先的に拡充すべきか、こういうことかなというふうに思つております。

今のセカンドハウスは、確かにアメリカは野方図なのをセカンドハウスまでとめました。我が国で、今まだそこまですこやかにいけるのがないでしょうか。いろいろな国民感情というのはいまいかな言葉ですが、消費奨励でも、セカンドハウスまでちよつときにくいなという感じがいたします。

○若松委員　そういう認識ですからしようがない

では諸外国はどうやったかといふと、ちよ
うど英國が、八〇年代は非常によかつたのですけ
れども、九〇年代になつてちよつと景氣の陰りが
出てきたときに、還付制度というのは、あそこは
一年が原則なんですけれども、それを九一年ごろ
でしたか、三年間に延ばしたのですよ。それで景
氣が回復して、もう一度一年に戻した。これがな
しか二年前ぐらいだと思ひましたけれども、そう
いう形でこの繰り戻し還付措置、これをぜひ本則
に戻してもらいたいと思うのですけれども、これ
は大蔵省ですか、お考えいただけますか。
○尾原政府委員 現在、欠損金の繰り戻し還付制
度につきましては、先生お話がございましたよう

に、適用が停止されているところがございます。実は、これは平成四年から始めているわけでございしますが、一つは財政状況の話がございました。あともう一つは、バックグラウンドといたしまして、赤字法人が非常に我が国の場合多過ぎるじゃないかというようなこともあったかと思ひます。この点についても、法人課税、政府税制調査会の小委員会でも検討がなされたところでございします。

一方において、各年各年の税金というのは確定しているんだからさかのぼってまでやる必要はないではないかという意見がありました。一方においては今先生がまさにおっしゃられたような意見もあつたわけでございます。

いずれにいたしましても、景気対策という点から申し上げますと、今回、法人税の基本税率を大幅に下げているわけでございまして、それが本筋だろうと思ひます。

今先生のお尋ねの話、これも一つの問題ということをお話ししてございまして、いずれこの法人課税につきましても抜本的な改革というのを目指さなければいかぬと思つてございまして、そういう中でさらに議論を続けていくべき課題であるな、こう認識しているところでございします。

○若松委員 ぜひ早急に本則に戻していただけることを、全事業者というか、経営者を代弁して主張いたします。ぜひ引き続き検討してください。

それでは、この平成十一年度税制改正とはちよつと外れますけれども、日ごろさまざまな御意見をいただいている中で二、三、時間の許す限り質問させていただきますと思つております。

まず、これも大蔵省にお伺いしますけれども、納税者権利宣言、こういうのがカナダで実は行われました。これは何かといいますと、カナダ歳入庁、日本で言う国税庁です。ここが納税者権利宣言、英語で言うデクラレーション・オブ・タックスペイヤー・ライツというのですか、こういうものができました。それで、その背景には、これはカナダの税制ですけれども、一九一七年ですか、

ちよつと説明が長くなりますけれども、当時は所得税法が十一ページしかなかったのが今は三千ページあるそうです。それで、やはり見直そうという中で、今回三つカナダとして改正に当たつて考慮した。

まず一つは、低所得者に対して、タックス・クレジット、いわゆる税金を徴収するだけじゃなくて低所得者の人に税金を逆に支給する、いわゆる歳出、給付という考え方じゃなくて、税金を支出する、こういう制度を導入いたしました。

それと二つ目が、先ほど大蔵大臣にお聞きしましたけれども、あそこは自主申告が原則になつておりますので、非常に申告書の様式を簡単にしようということで改革をした。

それで三つ目に、世界に先駆けて作成された納税者の権利宣言というのが、今紹介させていたいただいたものです。

それで、その内容ですけれども、これは八五年の二月です。大分前になりますけれども、こういう趣旨で行いました。税法について完全でタイムリーな情報を提供し、公平に、そして、礼儀正しく接し、秘密保持を守つてこそ、自主申告制度が成り立つ、こういう理念で、正式に、先ほどのいわゆるインランドレベニュー、カナダ歳入庁が納税者の権利宣言をみずから発表した。その最初の部分を読みますと、

カナダ憲法と法律は、所得税法に関してあなた

これは納税者ですね。

あなたを守る多くの権利をあなたに与えています。あなたには自分の権利について知る権利、主張する権利が与えられています。あなたは、主張を聞いてもらい、公平に取り扱つてもらう権利があります。

税務署や税務省地方事務所の職員にとつて、あなたが自分の権利を行使できるよう手伝うことが重要な業務であります。

不服申し立てを公正に取り扱つてもらおうということは、あなたの持つ大切な権利のひとつで

す。

あなたが、税務省との交渉において公正な取り扱いが受けられるということは、以下に記載されている大切な権利を保有していることを意味しています。

これをかなりくどく、納税者、あなたは大切な人です。ところが、日本の国税庁の税務署の税務調査の現場に立ち会つたことが私は二回ほどあるんですけれども、こういう税務署の何か礼儀正しな人があるんですね、礼というか証明書というんですか、身分証明書みたいな。はい、こういう者です、はい、よろしく願ひします、それだけなんです。それで、いろいろな質問をするから、それはどう

いう趣旨で聞くんですかと、税務署の調査の人が、いや、私たちは、すべてにおいて知る、調査する権利がありますからそれをさせてください、こういうアプローチなんです。ところが、国が変わると、これは反対のことを、納税者をいかに守るかというところをみずから税務署が述べている。

確かに、税務署に聞きますと、日本のいわゆる税務署の立場から、立証責任は税務署側に与えられている、だから、私たちは分が悪いからそういう対応になるんだ、かつ、現場では納税者の不満はそんなにありませんよと言ふんですけれども、

そういうことを考えますと、納税者権利宣言なり、そろそろ検討してもいい時期ではないかと思ひますけれども、大蔵省、どういうお考えですか。○尾原政府委員 今先生がおっしゃられましたように、カナダで納税者憲章を制定したということ、そのように我々も承知しております。

ただ、その納税者憲章の項目、あるいは法的的立場づけとしての納税者の権利、必ずしも各国さまざまなものではないかと承知しているわけでございます。OECDという先進国の集まりがございますが、納税者憲章がなくても、納税者の権利は同様に尊重されているというふうにもなされている

わけでございます。

我が国について申し上げますと、実は租税法主義のもとに、それぞれ各税法に規定がございします。先ほどプライバシーというお話がございましたが、税務職員については過重な守秘義務が課されておりますし、また、当然のことながら、更正するに当たっては、青色申告であれば云々、その他それぞれの税法に規定がございまして、その趣旨は税務行政でも生かされているわけでございまして、もちろん、これからいろいろPRする必要はあろうかと思いますが、改めて納税者憲章を制定するということはどうなのかと思つているところでございます。

それから、先生、立証責任の話がございました。これは、実は税務執行にとつて大変な話でございまして、現在、我が国の制度では、いわば税務署サイドがここがおかしくないですかということ証明する形になっております。ところが、カナダ等の制度では、いきなり、こうだ、おかしいならそちらで証明してみろというような法制になつておりまして、そのような点も、実はカナダの納税者憲章にも反映されているのではないかと、ううに思つているところでございます。

○若松委員 いつもそこら辺になるんですよ。ところが、諸外国で見ても、例えば、移転価格税制については税務署の方が立証責任があるとか、税制によつて随分違ふんですよ。ですから、一概に、日本だけが何か税務署が大きなハンディがあつて、その中で税務調査を強いられるような言い方をしておりますが、それも正しくないと思ふんですよ。

それで、今、とにかく納税者の不満というのがすごいんですよ。何であんな態度をされなくてはいけないうのかと。まさに税金不納運動でも起きるような雰囲気ですよ。ですから、そういう状況をぜひ感じていただいて、こういった宣言というのを、例えば再度お邪魔したときに、調査するに当たつて、納税者はどういう権利があるのかということ、相手も素人ですから、そういう一枚と

いうものを差し上げたつて、それは当然のサービ
スじゃないんですか。そのくらいやってくれます
か。

○大武政府委員 お答えさせていただきます。

税務調査に当たつて、納税者に調査理由を開示
するという御質問なのかと思いますが、今、尾原
主税局長も答弁しましたように、日本の場合、申
告額のどこに誤りがあり過少申告になつてゐるか
というのを税務署サイドが掌証しなければなら
ないという意味で、調査をして初めて明らかにな
るものでございまして、調査前に事前にこれを
明示するというのは難しいということも御理解い
ただきたいと存じます。

○若松委員 いえ、そうじゃなくて、先ほど言つ
た努力はされますかということ聞いてゐるの
です。例えば、少なくとも、そういう立証責任が税
務署にあるというのはいいのですけれども、反対
に、納税者としてこういう権利がありますよとい
うのを皆様方から配つてもいいんじゃないんです
か、そういうことです。

納税者というのは、ある意味でカスタマーです
よね。お客さんですよ。そこに対して、納税者の
権利というものがあつて、何か文句があつたら
不服審査制度とか、そういう措置もあり
ますよ、そういう通知も調査のたびに渡してもし
いと思うのですけれども、それについてどうです
か。

○大武政府委員 先生御指摘のように、現在不服
審査制度が確立しておりますので、そういう御異
議がある場合にはそちらへ出していただくという
ことは、当然、御相談がある場合にはお答えして
おりますし、また、一義的には、クレームがある
場合には、税務署の総務課が窓口になつておりま
すので、そちらの方に申し出ていただくという対
応をさせていただいてゐるところでございます。
○若松委員 そういう漠然とした話では納税者に
伝わらないですよ。だから、その場でやっても
らいたいんです。では、検討してくださいね。

それで、最後になりますけれども、当然税務調

査をやる背景には脱税があります。私は、個人的
には脱税の日本の罰則というのは甘いと思つてお
ります。もつと厳しくやつてもいいかな、それは
本音で思つております。

所得の捕提率を高めるためにも、これはぜひ大
蔵大臣にお聞きしたいのですけれども、納税者番
号、納番ですね。これは、長年議論して、何
でこういうことさえもできないのか。一方、
株の課税も非常にゆがんでゐますし、納税者番号
と総合課税、こつちの制度改革から捕提率を高め
て、税務調査をもつとジェントルにと。そういう
のがスマートだと思いませんか。どうですか、大
蔵大臣。そろそろ考えましようよ。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○宮澤国務大臣 そろそろではなくて、これは随
分長いこと議論になつてゐるわけでございま
すね。

税というだけからいへば、これはもう本當にこ
れがありますといういろいろなことができますし、場
合によつては還付もよくできるかもしれませんとい
うメリットが多いと思います。ただ、従来何年
間かの議論のいきさつというものは、やはりブラ
イバシーの問題があるとか、あるいは、ほかの類
似の制度とどういう関係に立つのか、代替できる
のかとか、それから、取引というもののにどうい
う障害といますか、その辺のコストとベネフィッ
ト、費用と効果との関係はどうかといったような
ことで、なかなか議論が詰まりません。税のこと
だけからいへば比較的事は簡単だと思ひますけれ
ども、やはりこういうことはもう少し、もう少し
といひますかかなり時間がたつてゐるのですが、
世論の成熟を待つべきではないかというふうに思
ひます。

○若松委員 時間が来しました。まだ質問通告した
項目はございすけれども、また次の機会に質問
をさせていただきます。ありがとうございました。
○村井委員長 次に、佐々木憲昭君。
○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭で
ございます。

現在、日本経済というのは、個人消費が大きく
落ち込みまして先が見えない、そういう状況にあ
ります。他方では、国も地方も財政破綻が極めて
深刻でございす。まさに景気後退と財政破綻の
二重の危機に見舞われてゐるということで、これ
にどう対応するかというのが今問われてゐるのだ
と思ひます。

政治の信頼というものは、国民の支持を得るこ
とを、国民が期待することをやつてこそ勝ち取ら
れるというふうな思ひます。とりわけ税というの
は、国が強制的に徴収する性格を持つております
から、納税者との信頼関係というのがないとうま
くないかと思ひます。

ところが、今、政治不信が非常に広がつており
まして、昨年度大蔵省の不祥事を初めとして、大蔵
行政に対する信頼が揺らいでゐると思ひます。特
に、最近の日債銀問題、これは大蔵省の行政その
ものの不信を広げるという要因になつておりまし
て、透明な行政と言われまふけれども、正確な情
報を伝えていなかつたのではないかと、あるいは必
要なデータを明らかにしていなかつたのではない
か、その結果、膨大な税金がむだになつたのでは
ないか、こういう疑問が広がつております。この
日債銀の問題を解明し、正さなければ、税の執行
についてもやはり国民の信頼を得ることはできな
いと思ひます。

そこで、国税関連法案の質問に入る前に、これ
らの点について幾つかただしておきたいと思ひま
す。
二月五日の当大蔵委員会が我が党の矢島恒夫議
員も質問をいたしましたけれども、大蔵省は、二年
前の九七年四月一日午前、銀行十行、生損保二十
二社、長信銀二行、計三十四の金融機関の役員を集
めまして、日債銀に対して、支援をしてほしい、
こういう要請をし、その額の各行への配分を示し
たというところであります。そのとき大蔵省は、
日債銀は債務超過ではない、第三分額の債権は約
五千五百億円だと説明したと言われております。

監督庁にお聞きしますが、この事実は確認して

よろしいでしょうか。

○乾政府委員 今お尋ねの、四月一日に大蔵省が、
今お話しになりました関係の金融機関にお集まり
いただいた日債銀に対する出資に對しまして協
力の要請をしたというときに説明をいたしました数
字は、日債銀から当時の大蔵省が報告を受けていた
自己査定結果のうち、三分額の額が四千七百億円
であると聞いてゐる、そういう説明をしたと承知
してあります。

○佐々木(憲)委員 四千七百億円だったという、
これは、日債銀が自己査定の結果、そういう報告
を大蔵省にし、大蔵省はそれを説明した。当時、
出席した大手銀行のある役員は、審議官の言い方
はまるで恫喝だったと述べたという報道もありま
す。

大蔵省は、関係金融機関に幾らの負担を要請し
たのでしょうか。その際、大蔵省はどんな条件を
つけましたでしょうか。

○乾政府委員 日債銀の策定されてゐる再建計画
におきまして、関係金融機関に二千億円を要請
することになつておりましたので、その二千億円
円について協力要請といひますか、そういうこと
を言つたと承知してあります。
そのときに特段の条件を言つたと私も聞いて
おりません。

○佐々木(憲)委員 二年間は売らないという条件
をつけていたというお話を聞きましたが、そうで
はありませんか。
○乾政府委員 その二年間の販売制限というのは
恐らく東証のルールの話だろうと思ひますけれど
も、四月一日のときの大蔵省の説明においてその
ことに言及したとは聞いておりません。
○佐々木(憲)委員 東証のルールだということな
 んですが、当時、大蔵省は、増資を要請した以上、
日債銀が再建可能でなければならぬわけであり
まして、そうでなければこれは引き受けてもらえ
ないわけですね。金融機関も、増資に應ずるかと
うか、これは六月の株主総会で承認をもらわなけ
ればならない、そういう状況にありました。そこ

で、その再建可能性を証明するために、九七年四月十六日から日償銀に対する大蔵検査が行われたと思います。

大蔵省は、五月中旬になりまして、第三分類が七千億円だったということを速報値あるいは中間報告として、日銀には五月十九日に、各金融機関にも五月二十日ごろに電話連絡をしたと言われておりますが、これは事実でしょうか。

○乾政府委員 大蔵省の検査につきましては、検査の示達は、従来もお答えしておりますけれども、同年の九月十一日でございます、それまでに検査の結果というものはないわけでございます。

それで、五月の十九日、二十日ごろの話といたしまして、日償銀は、途中段階でありました大蔵省検査につきまして、同行としては、今お話がありましたように、その増資要請先の金融機関に何らかの説明を求められていたという状況にあったわけございまして、そういう状況の中で、同行として把握していた資産の状況につきまして、将来の回収に懸念があるもの、いわゆる三分類が七千億円程度であるという説明を増資先にしたというふうに認識をしております。

○佐々木(憲)委員 きょうの報道によりますと、全銀協の岸会長は昨日記者会見で、七千億円という数字は大蔵省査定の結果として日債銀から連絡を受けた、当行の担当者が大蔵省にも確認した、このように述べておられます。ですから、これは、日債銀が勝手に七千億という数字を言ったのではなくて、大蔵省がいわば確認をした数字だったということではないんですか。

○乾政府委員 だいたい申し上げましたように、当時まだ検査途上でございまして、検査結果は出ておりません。ただ、日債銀が、同行の認識として七千億円という数字を関係先に説明したことはあるようでございまして、日債銀がそのように言っているということは、例えば当時の大蔵省と日本銀行との間でのやりとりとかではあったということは聞いております。

○佐々木(憲)委員　日銀と大蔵省との間のやりと

りで、日債銀がそういうことを言っているねという程度の情報交換があったとおっしゃいましたけれども、その際に大蔵省は、日債銀が七千億と言っているそのことについて、それを否定しましたか。○乾政府委員　日債銀が七千億と言っていることについて否定はしていないというふうに聞いております。

今、日本銀行との間だと答えましたけれども、関係金融機関との間でもそういうことがあったやうでございますけれども、そのことについても同様であったと聞いております。

○佐々木(憲)委員　否定をしないということですね。ですから、七千億という数字がいわば当然の常識として日銀にも関係金融機関にも行き渡っていたということだと思います。

七月には、日銀が八百億円の増資を、三十四の各金融機関が二千百億円、合わせて二千九百億円の増資を引き受けておりますね。ところが、九月十一日に大蔵省が日債銀に提示した示達書には、第三分類は一兆一千二百十二億円、このようになってい

実に四千二百億円も膨らんだ。これは、七千億円と比較してそれだけ膨らんだ。これは大変な膨らみ方であります。

大蔵省が否定をしなかった七千億円、これと比べてそれだけ大幅に膨らむわけでありますから、これは極めて異常な状況なんです。なぜそういう食い違いが生まれたのか。私は、そこには大蔵省の意図的な操作があったのではないかと。例えば、

三塚大蔵大臣は四月に、わざわざ記者会見をして
おります。検査に着手した、こういう発言をして
おります。それから、検査が終了していない段階
で日債銀の自己査定が検査結果とずれる可能性は
ないと発言をしております。これも異例のことです
ね。

九月の時点で、大蔵省は第三分類を一兆一千二
百億と認識をし、日債銀は七千億と主張をしてい
た。大蔵省は、みづからつかんでいた一兆一千二
百億円という数字を、増資に応じた日銀や他の金
融機関には伝達していないわけですね、当然。で

すから、日銀と他の金融機関は、当然七千億円と
いう数字しかその段階では知らなかったということ
になります。日債銀は、示達を受けた後の九月
十九日、日銀に対して、第三分類は七千億円だ、
こう説明をしているようであります。

そうなりますと、九月の時点で、大蔵省と日債銀の間に明確な食い違いがあるわけです。日債銀は、これは大蔵省の示達を納得していないということになるんじゃないか。

○五昧政府委員 示達をいたしましたときの第三分類の金額は、今お話のありましたとおり一兆一千億円余りでございますが、これといわゆる七千億円という金額とがどういう関係にあるかということにつきましては、そもそも七千億円という数

字は、先ほど乾部長が御答弁申し上げましたように、検査途中の一時点で恐らく日償銀として把握しておられたというものであらうと思いますので、当方から、正確にこういうところが違うんだというところをなかなか申し上げられないということでございます。

ただ、あえて、推測でございませうけれども申し上げますと、今、日債銀が納得していなかったというお話でございませうけれども、日債銀側の主張と申しますのが、日債銀の関連会社に対する債権

これが検査結果の三分類の一兆一千億円余の中に含まれているわけでございますけれども、この関連会社につきまして、日債銀は、これらの会社は日債銀が支援を継続する限り倒産することはないと、債権の回収は可能である、こういう理由から、そうした先に対する債権は基本的に要注意先の二分類であるということで御主張をなさっていたというところでございます。

したがしまして、この部分を納得なさっていないということと、その差となつてあらわれていたの、かなというところにならうかと思ひます。

○佐々木(憲)委員　関連会社に対する債権の評価、これが大きく日債銀側と大蔵省側の認識の差となつてあらわれたと。

ですから、七千億という数字そのものについて

も、当時、資本増強に協力をするかしないかの判断の上で大変高い数字でありまして、これ自体、ちゅうちよせざるを得ないほどの金額だったわけでございます。最初は四千七百億と言っていたのが、七千億になった。ところが、大蔵省は、そうではなくて一兆円を超える数字を把握していた、そう認識していた。最初から、一兆円を超える数字を関連の日銀並びに増資を引き受けた金融機関が知っていれば、当然、そういう増資には応じないというのを結論づけるということになるのではないか。この点で私は、大蔵省の責任というの是非常に大きいと思います。

そこで、次に問題になりますのは、昨年の三月の公的資金の資本注入の際に、この日債銀がどのように審査されたかという点でございます。日債銀に対して日銀が九七年に投入したのは八百億円。政府が昨年三月に投入したのは六百億円。合わせて一千四百億円でございます。これで優先株を購入したけれども、結果として、経営破綻でその価値が事実上ゼロになった。長銀も破綻をしました。国有化されましたが、一千三百億円が紙くずになりました。この日債銀と長銀の二つの銀行だけで二千七百億円、そのうち、財政負担は一千九百億円でございます。

この数字は大変な数字で、来年度予算を見ますと、中小企業の手算、これとほぼ同じ金額であります。それがまさに一瞬にしてゼロになったと言っている状況であります。私は、これは、政府の責任は非常に大きいと思うんですね。危機管理審査委員会というのはどんな審査をしたのか、これが改めて問われていると思います。

宮澤大蔵大臣はこの委員会には出席されておられませんでした。そこで、実際に出席をされていきました預金保険機構の松田理事長にきょうはおいでをいただいております。

審査のやり方は松田理事長が繰り返しこれまで国会の中でも答弁されておりますけれども、例えば昨年三月十一日に、石井啓一議員の質問に對しまして、審査に当たっては、例えば不良債権であ

いですがということ、税金がこれほど投入されて全部紙くずになってしまふ。これは大蔵省極めて、大蔵省だけじゃないですよ、これは政府自身がこの資本注入の最終的決定者であります。閣議で決定されているわけですから、そういう点で、私は、この問題は極めて重大な問題で、この国会でも引き続き予算委員会も含めてさらに追及をしていくつもりであります。

松田理事長、一応この点については質問を終わりますので、御退席いただいて結構でございます。そこで、次に、今第二回目の資本注入の申請を受け付けようとしております。報道によりますこと、再生委員会では、もつと使つてほしいということ、で、申請額を引き上げるようなことをやっている。最初の予定よりも上積みされて、現在六兆六千五百億円、こういう申請がなされようとしております。

私は、こういうやり方は、いわば税金を密室で分け取りするようなやり方だということに感じますが、再生委員会からいただいた資料によりますと、一月二十六日以後は、原則として連日開催して、資本増強について事前審査をやっているというところだそうであります。運営の基本方針というのを見せていただきましたが、「行政において、従来の護送船団方式と決別し、明確なルールの下で透明性を確保していくことが必要である。」このように書かれております。

事前審査の中で本当にそのことが、銀行との間でどんな折衝をやっているのか、公開性、透明性というものが確保できるのかどうか、私は非常に疑問に思いますので、今やっていることの事実について、これは再生委員会として正式に事前審査を開いてやっておられるそうですから、再生委員会を開いてやっておられるわけですから、この議事録は当然残っているし、いずれかの日にこれは公開されるということでもよろしいですね。

○森(昭)政府委員 議事録についてのお尋ねでございますけれども、その点だけに絞つてお答えいたします。

三年後に公表することとしております。

○佐々木(憲)委員 三年後ということでありますが、今まさに国民の注目のもとで、国民注視の中で、毎日毎日、新聞に、どの銀行が幾ら上積みした、こういうことが書かれている。そういうことが実際に国会には何にも報告されない、三年後にどうぞごらんください、これでは本当に透明なやり方だということに私は思えません。この点は根本的に改めていただきたい。いかがですか。

○森(昭)政府委員 今先生から、直ちに公表してはというお話でございましたが、一つは、我が国金融システムへの内外の信頼回復がまだ途上にある現在、個別銀行やその取引先の経営の根幹にかかわる事項が多々含まれております議事録の公表というものが信用秩序に不測の影響を与えかねないという点。もう一つは、直ちに公表ということになりますと、委員の皆様方の自由闊達な意見表明が期待できない。そういう観点から、先ほど申した期間を定めたものでございます。

○佐々木(憲)委員 今の答弁を私は全然納得できません。そういう姿勢でやってきたから、あんな形で、事実関係も具体的な調査もやらずに、今までどれだけの税金が使われてきたか、国民の税金がどれだけの税金に使われてきたか、私たちは六十兆という枠組みそのものに反対でありますけれども、今のやり方を見ていると本当に恐ろしくなる、この点を指摘しておきたいと思っております。

それでは次に、提案されている税制問題について入りたいと思つております。

地方税も含めて九兆三千億円、過去最大だ、こういうふう言われているわけですが、この減税は、昨年の自民党総裁選で小淵総理が六兆円を超える減税を公約し、それが七兆円に膨らんだ後、自民党税調あるいは自民、自由両党の協議を経て、さまざまな減税措置を追加して規模が膨らまされてきたものでございます。

この中には、住宅ローン減税のように初年度にはほとんど効果のあらわれないものもあり、初年

度の減税額は、国、地方を合わせますと六兆七千億円にすぎないわけでありまして。しかも、所得税について、九八年は四兆円の定額減税を行いました、九九年はこれを廃止して、最高税率を六五%から五〇%に引き下げ、これを定率減税と組み合わせたものになっております。そのために、大多数の国民にとっては増税になる。減税規模は四兆三千億円とされていますけれども、九八年に行われた二回の特別減税が打ち切られるために、実質的にはほとんど減税にならない。それどころか、高額所得者に減税の恩恵が回される結果、中低所得者には逆に増税になる。

例えば、夫婦、子供二人、片働きの四大家族の給与所得者の場合、年収七百九十四万以下の層が差し引き増税になります。増税額は所得が低いほど多くなりまして、年収五百万円の場合には九万円の増税ということでございます。つまり、七、八割のサラリーマンの納税額が前年に比べてふえるという結果になるわけでありまして。大蔵省もそのような試算をされております。

景気に最大限配慮しと言いつつ、この消費不況のもとで大多数の国民に増税を押しつけるというところになりますので、景気に最大限配慮というよりも、これは景気対策にはならないんじゃないでしょうか。逆行するんじゃないやしませんか。この点、大臣いかがでしょうか。

○宮澤国務大臣 しばしば申し上げておることでありますが、平成十年分の所得について定額の減税が行われました、そのことはおっしゃるとおりであります。その結果、課税最低限は四百九十一万という非常に高いところになりました。それが平成十年のことです。

増税とおっしゃいますけれども、それは一年限りの減税でございますから、ほつておけばもとへ戻るわけですね。三百六十一万円になる、それが普通でございます。それではいけませんから今度定率減税をいたしたわけです。ですから、それは増税でも何でもありません。三百六十一万円に戻る、それを今度は別の方法の減税をやったわけ

けなのです。共産党は言葉を変えて正確におっしゃいますから、増税とおっしゃらぬでございまして、ほつておけばもとへ戻るんですから。

しかし、おっしゃることはわかつています。問題は、しかしそれをほつておきましたら、もう一遍四百九十一万円という課税最低限をそのまま置きましたら昨年とおりの負担になります。それがよつて七百万、八百万という納税者が日本の所得税の対象から外れてしまふ。所得税というものは、その最底辺の方は別ですけれども、そうでない方は少しも、累進課税で下の方は少しも払つていただくというのが本則でございますから、七百万や八百万の人が二十一世紀に向かつていなくなつたのでは、とてもこれは日本の所得税はもたせません、累進課税でもありませんので、それで、もう一遍原則に返つていただいで、そして定率の減税をさせていただいたということでございます。

おっしゃいますように、前の年に比べたら、一人一人では今度は九万円ぐらいの負担増になつた。せつかく自分ではもう納税者でなくなつたと思つた方がなされるわけですから、それは御不満はおありだろと思つて。そのことは認めないわけではありませぬけれども、しかし、それは増税の結果ではなくて、我々が恒久的に今度新しい減税のスキームをつくつた結果だということに申し上げておきます。

○佐々木(憲)委員 一年限りのものであつた、だからもとに戻るのには当たり前、こういう説明ですが、しかし、家計の方からいいますと、前の年に比べて納税額がふえるのか減るのか、これが消費にどう結びついていくかということに関連して行くわけでございますので、これは、理屈ではおっしゃつたとおりの理屈で実行されているのだけれども、現実には、景気対策として効果はどうかといへば、これは前の年に比べればそれだけ税負担がふえるわけですから、ふえた分、当然支出が抑えられ、消費が減るわけでありまして、当然これは景気対策としては逆行するということ

になるわけですね。

私たちは、もちろん、そういう昨年一年限りのやり方、これが終わった後に、どういう体系で全国民が減税になるかという点の提案をしております。これは消費税の減税プラス所得税の下に厚いやり方の組み合わせという提案をしております。そして、そういう私たちの提案に基づいて、今やろうとしている政府のやり方についての問題点、それと景気に対して逆行するという性格について指摘をしているわけでございます。

この実質的に増税になる階層、これは消費税増税で一番打撃を受けた階層なんです。消費税の増税で、中所得層、低所得層の世帯が大変被害を受けました。消費性向がこの部分は大変高いわけでありまして、これが消費減退の大変大きな要因になったわけでございます。

この増税になる中低所得層から減税となる高所得層に、一体総額幾らの税金が移転する計算になるのか、我々は、この点を国税庁の平成九年度分税務統計から見た民間給与の実態を使つて試算しました。そうしましたら、増税となるのは約二千四百万人、減税は一千二百万人で、約九千億円が移転する計算になります。この統計に含まれない公務員、それから申告納税者の分を考えますと、移転額は約一兆円ということになるわけですね。いわば中低所得層に一兆円の増税で追い打ちをかけて、その一方、最高税率の引き下げと定率減税で高所得者を中心に一兆三千億円の減税を行う。つまり、多数の納税者から増税でお金を吸い取って、高所得者を中心とする減税に回す。結果としてそうなるのです。

どう考えてもこれは景気対策とは言えないし、また、財政の持つ所得再分配機能、これも弱めることになるんじゃないかと私は思うわけです。特に、最高税率の引き下げの対象になるのは年収にして三千五百六十五万円以上のごく一部の高所得者でございます。総理は答弁で、最高税率の引き下げは国民の意欲を引き出す観点から行うんだ、最高税率の問題について申しますとこう

いう答弁をされました。

この六千万人近いサラリーマンのうち、最高税率五〇％が適用される階層、これは一体何人いらっしゃるか、ちよつとその数字を示していただきたいと思ひます。

○尾原政府委員 現行制度によります所得税の最高税率の適用者でございますが、七万人程度と見込んでおりますが、このうち、給与所得ということでございますれば、そのうち二万人程度と見込んでいます。

○佐々木(憲)委員 二万人程度だとしますと、六千万人のサラリーマンのうち、三千人に一人でございます。

具体的に聞きますと、国家公務員は百十六万人であります、そのうち最高税率五〇％が適用されている人は何人いますか。

○尾原政府委員 先ほどの数字の計数の中には国家公務員も含まれると思ひますが、最高税率が適用される者の推計を職業別にはしておりませんので、何とも申し上げかねるところでございます。

○佐々木(憲)委員 そういふことも答えられないようでは、これはどうしようもないと思うのですね。

大体、我々が調べたところによりますと、衆参両院議長、総理大臣、最高裁判所長官、四人以外にはございません。そうじゃありませんか。あつたら言つて下さい。

○尾原政府委員 今詳細に承知しておりません。先生の御指摘もございまして、なお、お幾らのかを。ただ、何人かというのにはちよつと推計しかねるかなと思ひます。

○佐々木(憲)委員 四人というのはほぼ正確だと我々は確信をしております。

国民の意欲を引き出すのが最高税率の引き下げの目的である。三千人のサラリーマンに一人、その意欲を引き出す。国家公務員では三権の長の意欲を引き出す。そこに減税が集中するということを見て、増税になる七、八割の国民は一体意欲がわくのか。あなた方がやろうとしているのは景気

対策ではないですよ。国民の意欲を引き出すことにもなりません。

宮澤大蔵大臣は、昨年の十二月十六日、大蔵省で連合の庶務事務局長などとお会いになったそうですけれども、新聞報道によりますと、この最高税率の引き下げについて次のように述べておられます。この時期にやるのがいいとは思ひませんが、総理・総裁の公約なのでやつた、このように報道されております。大蔵大臣の本音は、この時期にやるのがいいとは思ひないということじゃありませんか。

○宮澤國務大臣 ちよつと違ふのです。

おっしゃいますように、最高税率を引き下げる、これで消費がふえるなんて知れたものです。そのブラケットにいる人は少ないのですから。

ですから、最高税率を引き下げましたのは、そういう意味ではなくて、かねて税制調査会でも言つていて、外国に比べて日本というのは最高税率が非常に高いということは、やはり日本のためによくないし、そして、もう一つ申し上げておかなければいけないのは、将来、抜本改正をいたしますときに、頭が下へ下がっておりますから、余りステイブな税制というものはできない。そういう意味もありまして、やはりここは下げておくことがよろうと。

これが消費刺激になるかとか、大衆のためになるかとかいへば、そういう目的ではもととありませんが、直さなければならぬと思ひ切つて直してしまおう、こう思つたわけでございます。ですから、両院議長が最高裁判所長官が存じませんが、その方々にいいことをしてさしあげようという別段思つたわけではございません。

○佐々木(憲)委員 国際的に見て日本が高いといふふうにおっしゃいました、六五％というのが。しかし、日本では、土地や株の売却益あるいは利子配当といった資産所得が分離されておりました、この部分には低い税率が適用されております。この税制のせいで、資産所得が高い高所得者者は高い税率を免れている。これを総合課税で課

税しないまま最高税率を引き下げると、今回の税制では著しい金持ち減税になる。これは、本当に国民がやる気を起こすという形にはならない。多くの先進国では資産所得も入れて総合課税にしております。この点を除いて今おっしゃつたようなことをやると、これはますます金持ち優遇ということになるわけでありまして、課税ベースを拡大する、総合課税にする、こういうことがないこと、これは諸外国と比べてどうのこうのということにならないわけでありまして。ほかの国とそろえるというなら、総合課税にするということをやらないといけない。それはやるつもりがない。

ですからどうもつじつまが合わないわけで、日本の分離課税というのは、貧乏人から金持ちへの補助金だという指摘も最近の新聞でなされているわけでございます。私は、今回のこの減税の身を現を見て、消費を冷やし、景気にマイナスの影響をもたらすという上でも、また、所得再分配機能を弱体化させるという面からも、こういう方法には反対でございます。

次に、法人課税についてお聞きをしたいと思ひます。

昨年、政府は、法人課税の実効税率を四九・八％から四六・三六％に引き下げました。減税総額は二兆円近くあつたわけですが、課税ベースの拡大が同時に行われまして、平成ベースで約四千億円の減収、減税でありました。ところが、今回の減税率では、法人税を四〇・八七％にまで下げようとするわけでございます。

そこでお聞きしますけれども、法人税のこの減税の総額、幾らになるでしょうか。

○尾原政府委員 国の法人税の減収額でございますが、平成ベースで申し上げまして、かつ中小軽減税率、公益法人も引き下げておりますから、これを合わせて一兆六千九百四十億円と見込んでおるところでございます。

○佐々木(憲)委員 これは課税ベースの拡大がありませんので、昨年よりも減税額が極めて大きくなつております。問題はどのクラスの企業にそ

れが集中する点でありまして、当たり前前のことですが、赤字企業は減税にならない。赤字企業は企業全体の六割を占めております。四割に減税の効果及んでいくということです。減税になる黒字企業のうち、例えば資本金一千万円以下の中小企業は、企業の数では圧倒的に九五%を占めるわけですが、その部分に何割減税が回りますか。

○尾原政府委員 今の数字をもとに資本金一億円と一億円以下と分けますと、資本金一億円以上については一・一兆円、いわゆる資本金一億円以下の中小企業分については〇・六兆円と、それぞれ現在の所得の大きさに応じた減税になっているわけでございます。

○佐々木憲委員 資本金一千万円以下の中小企業の数字はございませんか。

○尾原政府委員 突然のお尋ねで、ただいま手元に持ち合わせてございません。

○佐々木憲委員 大体二割合しかいかないと思うのです。

黒字企業のうち、この資本金十億円以上の企業にどの程度の減税が何%回るでしょうか。

○尾原政府委員 今の、資本金十億円以上ということで、平成九年分の会社標準調査から推計してみますと、約八千六百億円、五五%ということになるわけでございます。

ただ、委員御承知のとおり、基本的に法人税率というのはいずれの所得に対するフラット税率でございますから、税収の割合に応じてその減税額も決まってくるわけでございます。十億円以上の、今五五%と申し上げましたのは、五五%ぐらい現に法人税をいただいているというこの裏返しでございます。

○佐々木憲委員 そういうことは知っているわけですが、ですから、今回の法人税の減税でどの部分にこれが集中するかということを見ますと、二千万円以下の中小企業の場合には二四%しかありませんが、十億円以上の大企業には五五%、百億円以上の大企業になりますと、これは企業数では

一千三百三十四社ありますが、ここには四一・六%というふうな、上に厚く回ることになるわけでございます。結局、圧倒的多数の中小企業にはスズメの涙程度しかいかないということでありまして、これが実態でございます。

所得減税では、圧倒的多数の国民には増税だ、高額所得者に減税が集中する。法人税では大企業に減税が集中する。こうなりますと、この経済全体の土台を支えていく圧倒的多数の国民と中小企業、ここにもたまたま減税はいかないばかりか、国民の七割、八割には負担がふえるというまさに景気対策とは逆行する税制になってしまいうわけでございます。

日銀が今月の四日に発表しました生活意識に関するアンケート調査というのが手元にございますが、それによりますと、一年前と比べて支出を減らしていると答えた人は四二%でございます。その理由として、不景気やリストラ等による収入の頭打ちや減少からという人がふえておりまして、これについて日銀では、将来不安への予防だけでなく現実の収入減に伴う対応といった色合いも濃いと分析しております。そして重要なのは、この日銀調査でも、支出をふやすための条件として何が必要か、この問いに最も多かった回答は何か、これは複数回答であります。消費税の引き下げ、五七%であります。

大蔵大臣は、先ほどの質疑の中でも、消費に期待するしかないというふうな発言もされましたけれども、今こそこの消費税の税率を緊急に三%に引き下げる、そして下に厚い所得減税を組み合わせて、七兆円程度の庶民減税を実施すべきだということに私は思います。こうしてこそすべての階層で減税になるわけでありまして、そのことが景気対策としては最も効果的だというふうに思うわけですから、大蔵大臣のお考えはいかがでしようか。

○宮澤国務大臣 それでは、消費税はむしろゼロにしてしまつたらいいのではありませんか、そういうわけにはいきませんでしょう、国の経済

財政全体は。

○佐々木憲委員 我々はゼロを目標にしておりませんが、しかし、緊急の経済対策として直ちに三%に下げる、これが圧倒的多数の国民の声であり、かつまた多くの皆さんの合意が得られるという緊急措置だということで我々提案しているわけでございます。もちろん消費税は将来ゼロ、これが我々の目標であります。

以上で質問を終わります。

○村井委員長 次に、横光克彦君。

○横光委員 社民党の横光克彦でございます。本日に大臣、連日大変御苦労さまでございます。きょうも、今回のこの減税法案に対して大変厳しい意見が出ております。私も厳しい意見をちよつと言わせていただきたいと思います。

九九年の税制改正の最大の目的は、この未曾有の不況をいかにして克服していくか、そしてまた、中低所得者層に顕著に見られる可処分所得の低下傾向にどのように対処していくかに私はあつたと思つたのです。ところが、この税制改正法案、これは財源の手当でもないまま個人所得課税の最高税率の大幅圧縮を強行している。これは大多数の国民の要望に私は背を向けた形になった、こう批判せざるを得ないわけでございます。

ここ二十年前後、制度減税実施の主な論拠は負担累増感の解消にあつたと思つたのです。この制度減税を実施する場合、やはりやらなければならぬことがある。それはやはり、現行の不公平税制をいかに是正していくか、これをやってからであれば我々も理解できるのです。ところが、それはまだできない。要するに、不公平税制の最たるものと言えぬのが利子所得に係る一律分離課税です。この解消のめどさえも立っていない。そして、もう一つの所得の適正把握に欠かすことのできないのが納税者番号制度です。これの時期も明確にされない。

そういう直さなければいけないところには一切まだ手をつけない中で今回のような高額所得者

優遇の恒久減税をこり押ししたということは、私たちはやはり納税者がいかにないという気がするのです。これは、個人所得課税の存立基盤とも言える公正さとか公平感とかこういったものを著しく私は傷つけたと思うのです。

ですから、今回定率減税が同時にやられておりますが、要するに、四兆円もの減税を費やしなが、大多数の方々にとっては去年に比べたら税負担が上がる、こういった仕組み、これが果たして減税案と言えるのかどうか。減税案という資格を有しているのかどうか、非常に疑問に思うわけですね。今回のこの減税法案で景気回復に大きく効果があるのだ、そういうふうな本意に大臣は思いなんではないか。

○宮澤国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、定率減税をやりました結果、数百万人の納税者が一遍納税者をやめることをやめられたわけですから、それは十年分所得についてでありまして、ほつておけば、これはもう十一年分所得は三百六十一万のところへ返るわけですから、これはもう大変に大きな負担になります。それではないけれども、やはり何かをしなればならないということ、所得税の一番の大事な部分は累進でございますから、この累進という一番大事な部分、公平感の一番大事な部分を殺さないためにはやはり定率がいい。これはおわかりいただけたと思うのです。それでいたしたわけですね。

ですから、定率で平成十年分について納税者であることがなくなったのですから、それは大きな減税に違いありません。その方々には、しかし、その方々とそれより下の方々との間にはやはり累進というものがあつて、幾らかでも税金を納めていただいていたおつた、そういう方が数百万人いなくなるというこれは、やはり将来を考えますと、それは私はよくないことだと思つて、それで定率ということをお願いしたわけですね。確かに、十年分を払わなかったのに、今度は十一年分をまた払うのかねというお気持ちのあるこ

とはそれは理解ができませんけれども、しかし一週
限りであつたのですから、これをずっと将来その
まゝやりまゝと申し上げておいて今度変えたの
ではないのでございませうから、そこは御理解をいた
だきたいというふうに思うのです。

○横光委員 いや、今度の減税は、その目的は景
気回復ということに大きなウエイトがあつたわ
けでしょう。それは今、定率というところでござい
うふうな制度減税をやつたというお話ですが、景
気対策に果たして今回のお示しになられた減税案
は効果が發揮できるかどうかということをお聞き
しておるのです。

○宮澤国務大臣 それは、全く減税をしなければ
大変なことになりますから、やはりこれだけの減
税をしたということ、それはプラスになるのじゃ
ないのでしょうか。

もちろん、昨年と同じぐらい、全部定額でやっ
てしまへといへば、それはもつと減らすことがで
きますけれども、それは日本の将来を考えますと、
やはりよくないことだろうというふうに判断をい
たしたわけですね。

○横光委員 私は、時期の問題だと思ふのですね。
確かにそういった制度改正は必要だと思ひます
が、果たしてこの時期だったかどうかという思い
を非常に持つております。

これも各委員がおっしゃつておりますように、
国民は今不安を持つておるわけですね。例えば、
景気回復の一つの柱が公共事業であると思ひます。
大変な積み増しをしております。これだけしたの
ですから、何としても景気回復の下支えをしても
らわなければなりません。いま一つが消費の拡大
でございませう。ところが、国民は不安を持つてお
る。現在の景気状況あるいは国の財政危機状況あ
るいは将来の社会保障、いろいろな分野で不安を
持つてゐる。

では、購買力がないかといへば、私は、一概に
そうとも言えないと思ふのです。消費税の還元
セイルをやりました、期間を限つて。大変な人た
ちが消費に向かつて。そしてまた、東急の日本橋

店が閉鎖されたときに大バーゲンセイルをやつ
た、期限を限つて。これも大変な消費につながつ
た。最終日には十六万人の人たちが押し寄せたと
いうのです。もちろん、限られた期限。これはし
よつちゅうあるわけではありませう。消費税
の還元といへば、経営者の体力が落ちるわけだ
から、そう長くはやれませう。日本橋の東急の
閉鎖も、そうあつてはならないことでありまして、
珍しいことなんです。

でも、ああいう現象を見れば、国民は何かの機
会、チャンスというものがあれば消費に動くとい
うことがある程度示されたのじゃないか。そ
して、その動いた方たちの大半は、やはりいわゆ
る中低所得者層ではなからうか、高所得者層で
はなく。そういう人たちが購買に動かなければ、
消費の拡大につながらない。ところが、そういう
人たちが購買に動くようなマインドじゃないので
すね。

この法案が示されたときに各新聞にでかかど
出たのが、今年度より増税になるということ、こ
れは事実なんです、打ち立てるわけでしょう。
そうすると、国民は、減税案が逆に増税になると
いうことで精神はすうと萎縮してしまふ。

そういう意味で、私は、大変景気回復に心配
しておるのです。この減税案で効果があるかど
うかというのを心配してゐる。ですから、そう
いった意味で時期の問題ではなかつたらうか、あ
るいは定額減税、特別減税をもう一年、景気回復
するまで続けるべきではなかつたであらうか、こ
のように思ふわけですね。

それと同時に、今回、消費税を目的化していま
すね、福祉に使うということ。これは、私は大
変いいことだと思ふのです。消費税を目的化す
る。要するに福祉財源として使う。先ほどの意見
では消費税を下げるという意見もございましたが、
これはなかなか難しいと思ふわけですね。そ
ういったところで、消費税の用途を限定する、そ
してこの消費税の持つてゐる逆進性を緩和する。
このことが、福祉目的化する場合、必要になつて

くるのではなからうかと思ひます。

つまり、使途が限定され、それも福祉財源に使
うということ、あるいは逆進性が緩和されれば、
国民の皆様方は消費税に対する理解がより深まる
と思ふんですね。今までは、消費税というのは福
祉に使うんだと言ひながら、どれだけ使われたか
わからない。それを、今度はこういうふうに使
うんだという目的がはっきりわかれば国民は安心す
る。そうすると、その役割というものは、私は理解
も深まる上に大きくなつてくる、このように思
つてございませう。

そういう中で、我々が強く言つておりますの
が、逆進性緩和のためにぜひこれは必要であらう
というのが、飲食料品に係る消費税額の戻し金制
度です。

消費税の逆進性というのは、やはり同じパーセ
ントです。低所得者層には負担が重い、中でも
とりわけ重いのが、私は飲食料品に係る消費税だ
らうと思ふ。要するに、高所得者はその生活を維
持するために消費する分は選択できる、低所得者
は所得者層も、自分の生活に合わせて消費という
のは選択できる。ただ、食料だけは、これは高額
所得者だつても低額所得者だつても皆同じように
要するわけですね、選択できないわけですね。ここ
に非常に消費税の逆進性が強い。それを緩和
することは、国民にとつては非常にわかりやす
い、逆進性を直していく一つの道であらうと思
ふんですよ。

私たちが申し上げておりますのは、全世帯の飲
食料品の年平均支出額が約九十二万円と算定され
ておる、約百万円ですね。これに現行の消費税率
の五%を乗じますと五万円ぐらゐになります。こ
れを年収一千万以下の方々に世帯単位で払い戻
すという結局案なんです、このことによつて、
消費税の持つ最大の欠陥を是正することができま
すし、低所得者層に対する逆進性も緩和すること
ができるわけなんです。

こういう一つの案と、そして免税点の適正化
あるいは益税の解消、さらにインボイス方式の導

入など、こういった消費税にかかわる諸問題を改
正すれば、先ほど言ひましたように、私は消費税
に対するアレギーはだんだんなくなつていつ
て、本当に必要な税財源だという国民の認識が深
まると思ふんです。ですから、飲食料品にかかわ
る税額の払戻金制度につきまして、大臣のお考え
をお聞かせください。

○宮澤国務大臣 そのことは、消費税が始まりま
した最初から広く御議論があるところでございま
すし、したがつて、関係者がみんな、私どもも含
めまして検討してゐるところであるのは事実なの
ですが、いろいろな問題がありまして、例えば、
食料品とは何かというところでもなかなか話がう
まくまとまらない。あるいは、今の税率は五%で
ございませうから、欧米のように非常に全体の税率
が高いというのと違ひまして、免税になりました
ときに、そこまでの段階でかかつた税金をどこへ
持つていくか。持つていきようがないということ
になつていきますと、そういうわずかに五%ぐらゐ
の税金でそういうことが起こりますと、結局その
ためのいろいろな工夫というものがかえつてコス
トを高めちゃうだらうというふうになつてゐる方が
多いのです。頭で考えますと、消費税だけ減つちや
えはもうきれいにいくやうなんですけれども、実
際にはなかなか動かなくて、かえつて累積した税
金の持つていき先がない、非課税になりますと。
そういういったようなことを、税率が高ければとも
かく、これだけ低い中でうまく処理できるかとい
うようなことをどうも疑問にされる向きが多いん
じゃないかと思ひます。

主税局長がおりますから、もう少し御説明いた
します。

○尾原政府委員 消費税の逆進性の緩和策として
戻し税をやられたらどうかという御主張でござい
ました。

この御主張は、所得の水準に応じて飲食料品に
係る消費税負担を給付する仕組みというふうな私
どもも承知してゐるわけですが、このような仕組み
を講ずるためには、本人確認の話から、それから

対象者の所得が果たしてどうなのか、これは、つまり納税者番号制度のような仕組みがないと現状において制度化することは困難だと実は考えているわけでございます。

また、これはそもそも論を申し上げなきゃいけないわけですが、消費税といいますが、所得だけが税金をいただく尺度じゃなくて、所得から見れば消費税の負担が逆進的というのはわかりますが、新たな尺度として消費の量というのを入れようじゃないか、担税力をはかる仕組みとして消費を入れたらどうかという考え方があったように思います。

つまり、少子・高齢化という中で、社会共通の費用を全員が広く公平に分かち合うことがこれまでの税制改革の理念であつたように思います。そういうときに、消費税の負担、所得から見れば逆進性の話があるということでございまして、けれども、消費から見ればまさに比例的な負担を求めているわけございまして、その負担のみを取り出して補てんするというのは、広く負担してもらおうという理念からいたしますと、なかなかなじまない問題ではないかなというふうに思っております。

○横光委員 私は、消費税をなくせとかそういうことを言っておるんじゃないんです。そしてまた、非課税にして、じゃ食料をどういうふうに分けるかという問題が難しい。ヨーロッパあたりではやっていますけれども、難しいわけです。ですから、そういった飲食料に係る消費税というのは大体わかるわけですので、それに掛けたパーセントの分を、全員でなくて、要するに逆進性です、消費税の持つ逆進性を緩和するために、収入一千万以下の方々にそういった形で戻すことによって逆進性は緩和されるしという思いで言っているわけですね。

難しい課題もあるかと思いますが、ぜひこのことは、これから消費税の問題がいろいろ議論される中で避けることのできない問題だと私は思いますし、ひとつ御努力をお願いしたいと思います。

また、もう一つ、先ほどこれもお話が出ました、大変な少子・高齢化が進んでおります。高齢者の対応、もちろん大事でございます。それと同時に、少子化対策、これもまたそれにまさるものも少ない重要な問題です。これは大げさじゃなく、二十一世紀の我が国の存亡にかかわるんじゃないかというぐらいの私は問題だと思っております。ですから、こういった少子化対策に手間や金をかけないというふうなことになるれば、私は、二十一世紀の展望はなかなか開けないんじゃないかという気さえするわけでございます。

ですから、今回扶養控除あるいは特定扶養控除等の案も出されましたけれども、そういったこれまでの税という形じゃなくて、給付という形でやはり子育て支援をすべきじゃないかと思っております。本当に、働く人が安心して産み育てることができる環境をいかにつくっていくか、そしてそれを社会全体でどのようにバックアップしていくかという時代に来たと思うんです。そういった意味では、これまでのような少子化対策ではなかなか追いつかないだろう。

これは本当に国の将来にかかわることです、子育て支援給付という形で、何としても義務教育を終わるまでは安心して産み育てられるという環境づくり、このことは逆にいろいろな分野で、先ほど言うプラスの効果も出てくるわけですね、消費とかいろいろな面で。そういった安心感、不安感があるから縮こまってしまう。こういったことがこれから非常に大事であると思うのですが、この子育て支援給付、義務教育を終わるまで国の方でいろいろな形で支援していくのではないかと、いうお考えは大臣はお持ちでしょうか。

○藤井(秀)政府委員 お答え申し上げます。少子化等の状況を踏まえて、現在、エンゼルプラン等を中心に各種の施策の充実を図っているところでございます。

そこで、お尋ねの児童手当の拡充の問題でございますけれども、既に御議論はあったかと思えますけれども、私どももいたしましては、昭和四十

七年、この制度発足以降幾たびかの改正が行われました。その結果として、現在、三歳未満の児童に對しまして給付を行うという重点化が既に行われたという経緯、それから、子育て支援策として、各種の調査があるわけでございますが、その調査によりますと、現金給付というよりも、むしろ保育所等の子育て支援サービス、現物給付というものの充実が優先されるべきであるという意見が相当多かったという状況にあるかと思えます。さらに、それに加えて、仮に扶養控除等の廃止により財源を捻出したとしても、具体的に巨額の財源が必要であるということ、具体的財源の確保という非常に大きな問題があるということ等を考慮いたしますと、慎重な検討がどうしても必要ではないだろうかというように考えております。

○横光委員 今のようない形での子育て支援対策では、結果的には厳しい結果につながるんじゃないか。これは各党がみんな望んでいることなんですよ。そして、財源の問題がありますが、これをやることによって、先ほど言いましたようにまず安心感が広がる。安心して子供を産み育てられる環境づくりを国がやってくれるわけですから、そのことではいろいろな波及効果が逆に出てくるということもお考えいただきたい。

最後にもう一つお聞きしたいと思えます。地価税の件ですが、現在、バブルのときから一段落したというところで凍結をいたしております。この地価税の主な政策目的は、有効利用されているかを問わず、公共的性格を有する資産としての土地保有に對し一定の負担を求める、ここにあるわけですね。これは要するに、資産価格に着目できる地価税ほどあるべき課税ベースの拡大手法としてまざるものはないかと思っております。以前はこれは七千億ぐらいあったと聞いておりますが、現在では地価が下落して一千四百億ぐらい、もつと下がっているかもしれないが、これは大きな税収ですよな。

大蔵省は常々、法人税減税の意義を、単なる景

気対策として位置づけるのではなく、国際的大競争時代に伍していきけるだけの強靱な体質づくりを目指す経済構造改革のためと力説してききましたよ。この考えを具現化していくためには、土地基本法の理念に最も忠実な地価税復活、これは私は必須条件だと思うのです。景気回復の足取りが着実なものになった段階での課税ベースの拡大メニューとして、この地価税復活こそ私は最優先されるべきであると思っておりますが、大蔵大臣のお考えはいかがでしょう。

○宮澤国務大臣 税金の理想的な姿は、所得と消費と資産にバランスよく課税すると言われております。それから、地価税も私はそういうものだと思えます。いろいろな事情で今こういうことになっております。これはこういう状況でございまして、いろいろな事態が、順調な経済になりますと、税制の抜本的改正というふうなことになりますと、当然また議論になるべき問題だと思います。

○横光委員 どうかひとつよろしくお願いいたします。

終わります。ありがとうございました。

○村井委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十五分散会

平成十一年三月五日印刷

平成十一年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局